

土砂災害ハザードマップ作成ガイドライン

参 考 資 料

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 基図に使用する地図について | 1 |
| 2. 共通項目の記載 | 2 |
| 2.1 土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類..... | 2 |
| (1) 土砂災害警戒区域等の記載..... | 2 |
| (2) 自然現象の種類に記載 | 2 |
| 2.2 土砂災害に関する情報の伝達方法 | 4 |
| 2.3 急傾斜地の崩壊等の発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項..... | 6 |
| 3. 地域項目の記載 | 8 |
| 3.1 要配慮者利用施設に関する事項 | 8 |
| 3.2 土砂災害警戒情報等の防災気象情報に関する事項..... | 9 |
| 3.3 避難勧告等に関する解説と留意事項..... | 11 |
| 3.4 土砂災害に関する基本情報 | 13 |
| 3.5 避難時の危険箇所に関する事項 | 16 |
| 3.6 避難時の心得 | 17 |
| 3.7 その他の記載 | 18 |
| 土砂災害ハザードマップ作成事例及びマップに関する取組事例..... | 20 |
| 土砂災害防止法第8条、土砂災害防止法施行規則第5条、土砂災害防止対策基本指針四 | 45 |

1. 基図に使用する地図について

土砂災害ハザードマップの基図に使用する地図は、国土地理院の電子国土基本図（地図情報）、基礎調査で使用した数値地図、都市計画図等から、ハザードマップ作成時の作業効率性等を踏まえ選定する。

基図に使用可能な地形図等及びその特徴について、表1.1に示す。

表 1.1 地形図及びその特徴

| 縮尺 | 名称 | 入手先 | 特徴 |
|-----------|---------------|------------|---|
| 1/2,500 | 数値地図 (DM) | 都道府県 砂防主管課 | 既往の土砂災害危険箇所の範囲をバッファリング※して図化範囲としている場合が多い。この場合、図郭内のバッファリング外の範囲は図化されず、地図が空白となる(図1参照)。そのため、避難場所周辺の地図がないケース等が発生する。 |
| | 数値地図 (オルソフォト) | 都道府県 砂防主管課 | 図郭内で空白部分が発生することはない。撮影時期の違い等により図郭によって色合い等が異なる場合がある。 |
| | 都市計画図 | 市町村 | <ul style="list-style-type: none"> 都市計画区域およびその周辺のみで作成されている場合が多い。その場合、山間部の土砂災害危険箇所周辺では地図が作成されていない場合がある。 1/10,000で縮小編纂されている場合がある。 |
| ~1/25,000 | 電子国土基本図 | 国土地理院 | 従来 of 2万5千分1地形図、空中写真等をデジタルデータとしたもの。日本全国で整備されている。 |

※地図上のある点や線・面からの距離が一定以内の地域を抽出すること。ここでは、既往の危険箇所から一定距離分広めに地図を作成することをいう。

【DMとオルソフォトの使用例】

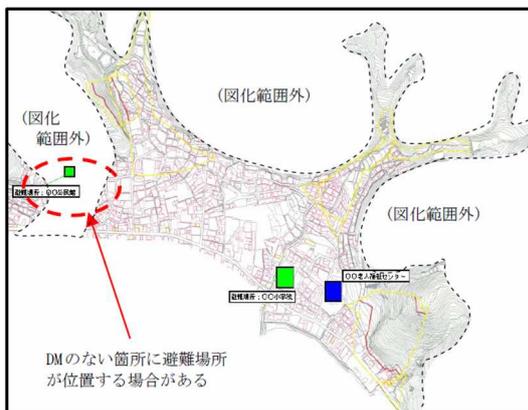


図 1.1 数値地図 (DM) 使用例

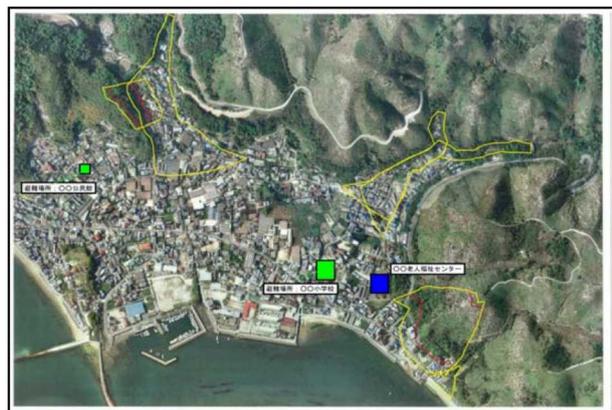


図 1.2 数値地図 (オルソフォト) 使用例

2. 共通項目の記載

2.1 土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

(1) 土砂災害警戒区域等の記載

土砂災害警戒区域等は、使用する基図上で視認しやすい書式（中抜き、ハッチング、塗りつぶし等）を適宜選択し、必要に応じて箇所番号、箇所名等を地図上で表示したり一覧表で整理して記載することが望ましい。

(2) 自然現象の種類に記載

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類ごとに凡例を区別して記載する方法（図 2.1 参照）や、凡例を統一して自然現象の種類を地図上での表示や一覧表で整理して記載する方法（図 2.2、表 2.1 参照）等がある。

【土砂災害警戒区域等並びにこれらの区域における自然現象の種類に記載例】

| 項 | 目 | 記号 |
|------------|---------|---|
| 土砂災害警戒区域 | 急傾斜地の崩壊 |  |
| | 土石流 |  |
| | 地滑り |  |
| 土砂災害特別警戒区域 | |  |

図 2.1 凡例記載例(1)
(自然現象毎に凡例を設定した場合)

| 項目 | 記号 |
|------------|--|
| 土砂災害警戒区域 |  箇所番号 ○○○-○○ 箇所名 ○○○○ 急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り |
| 土砂災害特別警戒区域 |  |

図 2.2 凡例記載例(2)
(凡例を統一した場合)

表 2.1 土砂災害警戒区域ごとの箇所番号・箇所名 一覧表

| 箇所番号 | 箇所名 | 自然現象の種類 |
|-------|------|---------|
| ○○-○○ | ○○地区 | 急傾斜地の崩壊 |
| △△-△△ | △△沢 | 土石流 |
| □□-□□ | □□地区 | 地滑り |

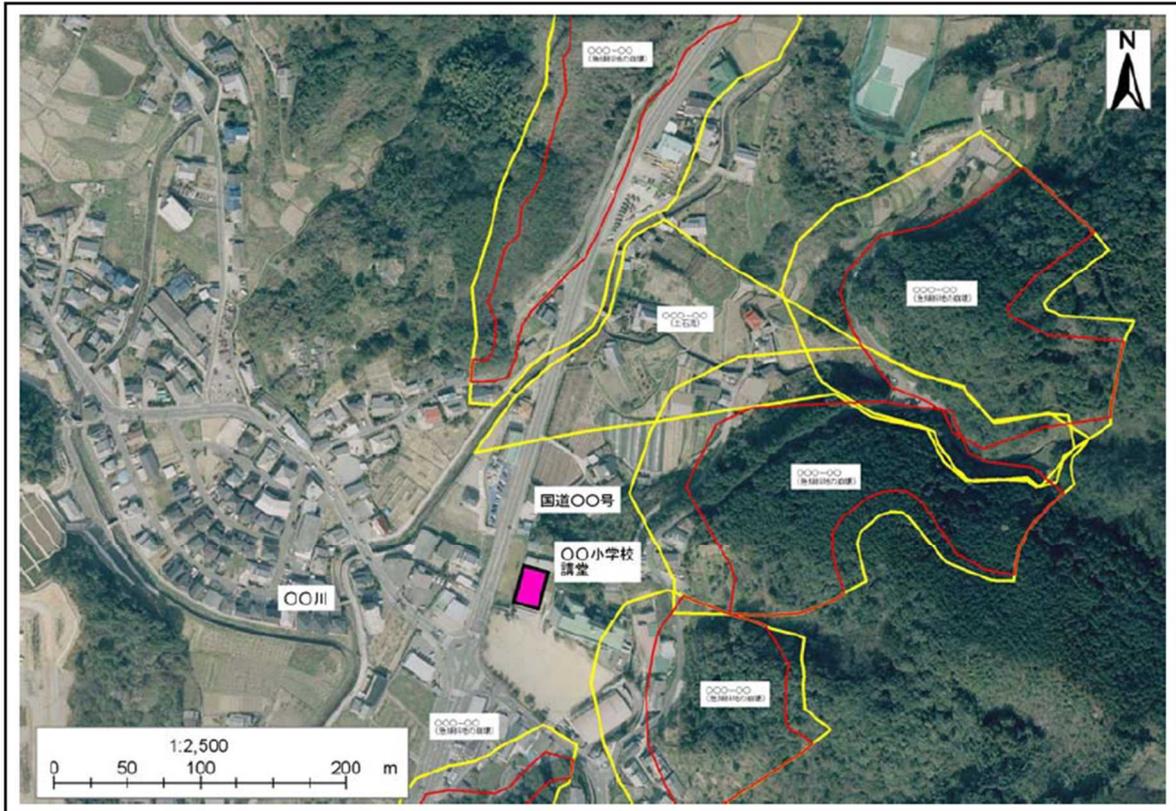


図 2.3 オルソフォトを基図として土砂災害警戒区域等を記載した例

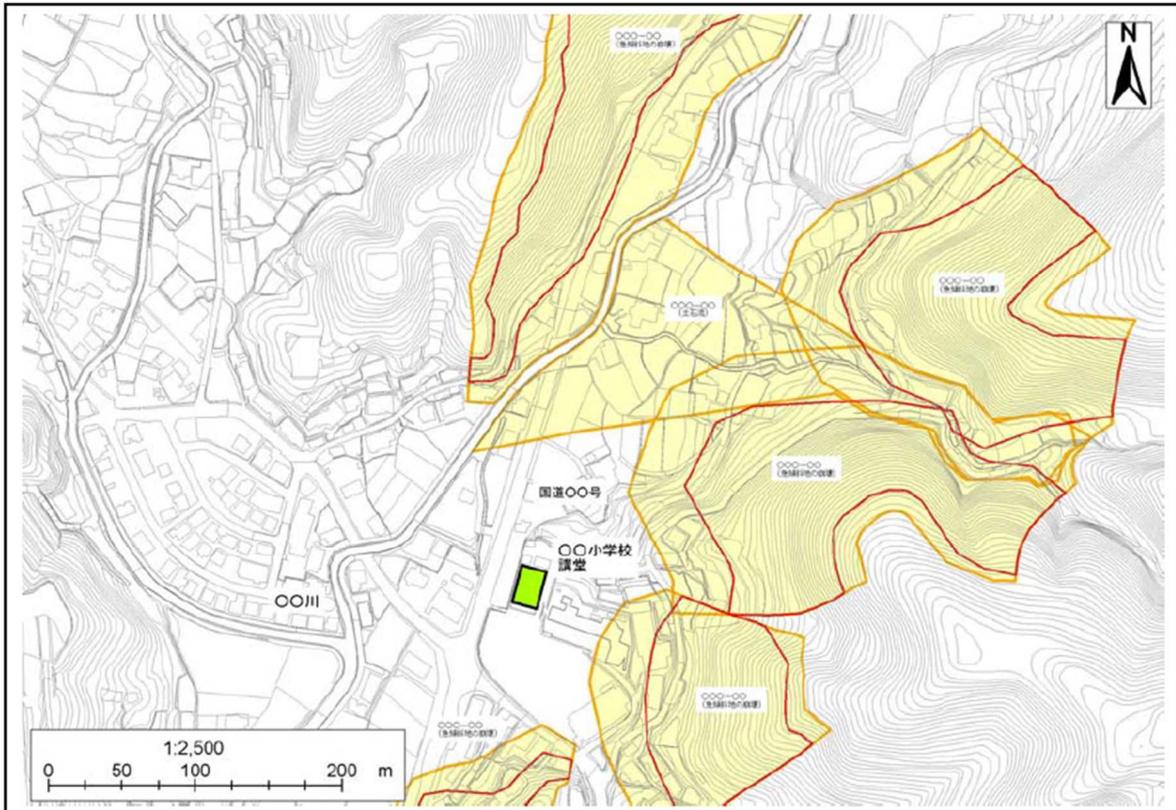


図 2.4 DMを基図として土砂災害警戒区域等を記載した例

※上図は1:2,500縮尺の図面を縮小して表示している。

2.2 土砂災害に関する情報の伝達方法

土砂災害に関する伝達すべき情報、伝達手段および伝達経路等について、住民等にわかりやすく記載することが望ましい。

【記載例 1】

＜イラスト等を用いて、情報内容及び伝達経路を「あなたの家」を中心に簡単に表現し、住民が理解しやすい様にしたもの＞

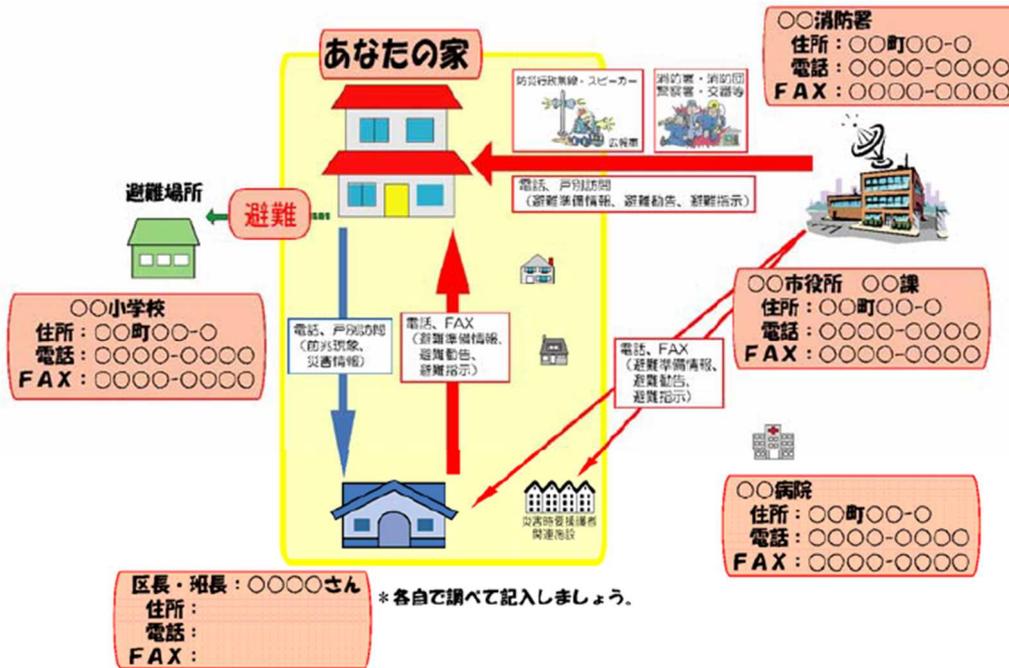


図 2.5 情報伝達経路及び情報内容例 (案1)

【記載例 2】

＜伝達経路等をフロー化して表現したもの＞

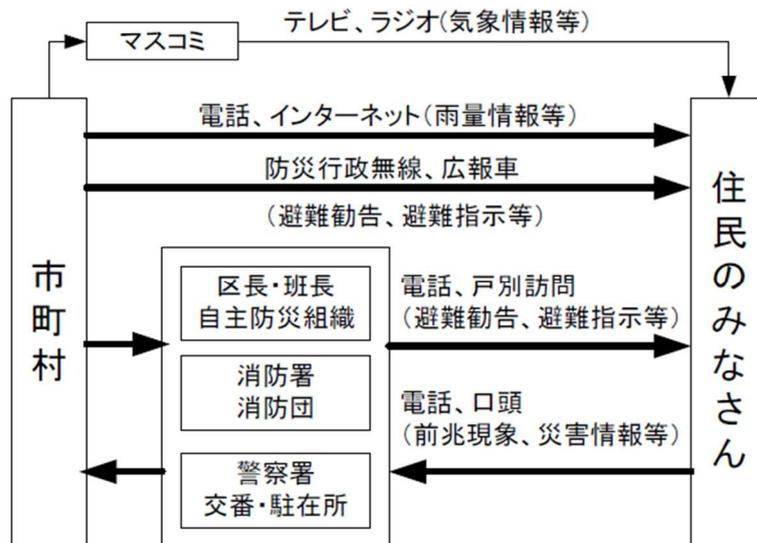


図 2.6 情報伝達経路及び情報内容例 (案2)

【参考資料：土砂災害警戒情報の伝達】

都道府県砂防部局及び地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報の伝達経路を以下に示す。

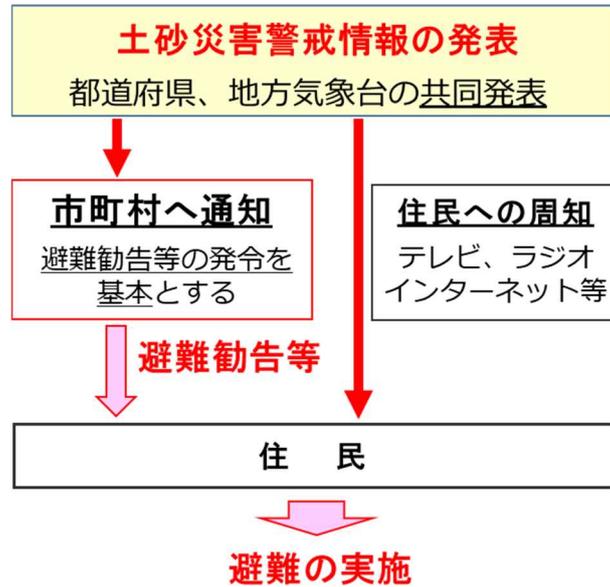


図 2.7 土砂災害警戒情報の伝達経路

2.3 急傾斜地の崩壊等の発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

使用する基図上で視認しやすい書式（中抜き、ハッチング、塗りつぶし等）を適宜選択して避難場所を記載することが望ましい。

避難場所の所在地・連絡先等は、前節の情報伝達の図（図-2.5参照）や表で記載したり、下記に示す一覧表等で記載することが望ましい。

また、避難路に関しても、避難場所と同様、使用する基図上で視認しやすい書式を適宜選択して記載することが望ましい。

避難場所に至るまでの避難路は、災害図上訓練、現地避難訓練等の実施の他、住民自らが自宅から避難所までを歩くなどして実際に避難路の安全性、避難に要する時間等を考慮の上設定することが望ましい。

土砂災害警戒区域の境界部から避難場所までの主要な道路を避難路として設定した事例を以下に示す。

【避難場所の設定例】

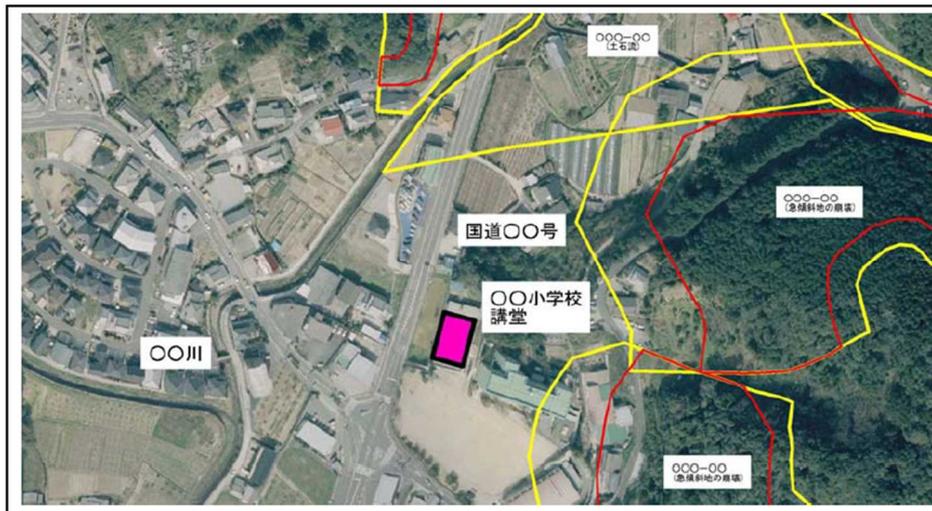


図 2.8 避難場所の記載

表 2.2 避難場所一覧

| 避難場所の名称 | 所在地 | 連絡先 |
|---------|----------------|----------|
| 〇〇小学校 | 〇〇市〇〇町大字〇〇-〇-〇 | 〇〇〇-〇〇〇〇 |
| | | |

【避難場所が警戒区域の近傍にない場合の記載方法】

避難場所が警戒区域の近傍にない場合は、位置図等を活用した記載方法等による対応等を検討する。



図 2.9 避難場所が警戒区域の近傍にない場合の記載例

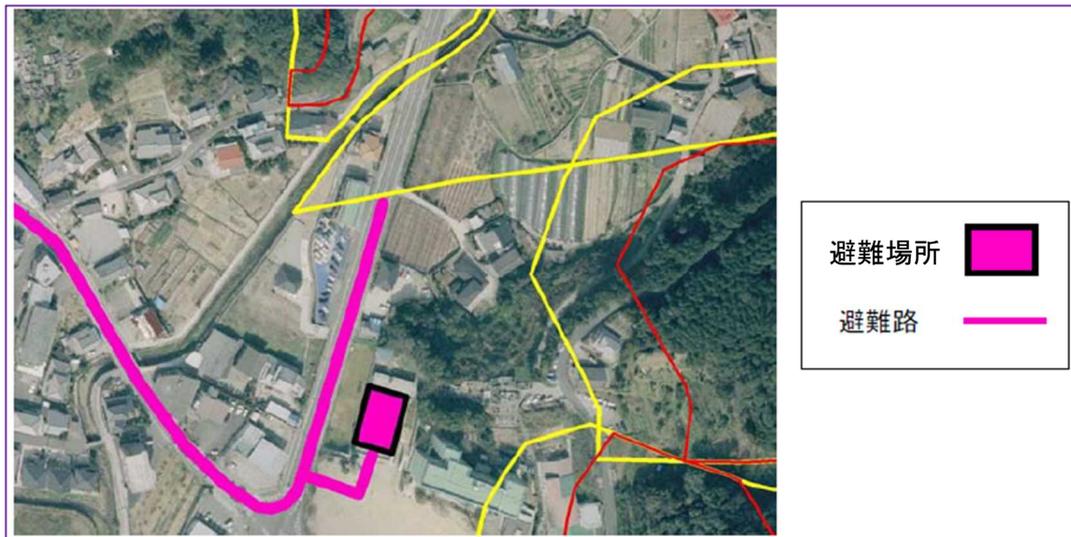
【避難路の記載例】

図 2.10 主要な避難路の記載例

3. 地域項目の記載

3.1 要配慮者利用施設に関する事項

要配慮者利用施設への情報の伝達経路・伝達する情報（防災気象情報、避難準備・高齢者等避難開始など）を記載するほか、要配慮者利用施設の施設名、所在地、連絡先等を記載することが望ましい。

【要配慮者利用施設への情報の伝達方法の記載例】

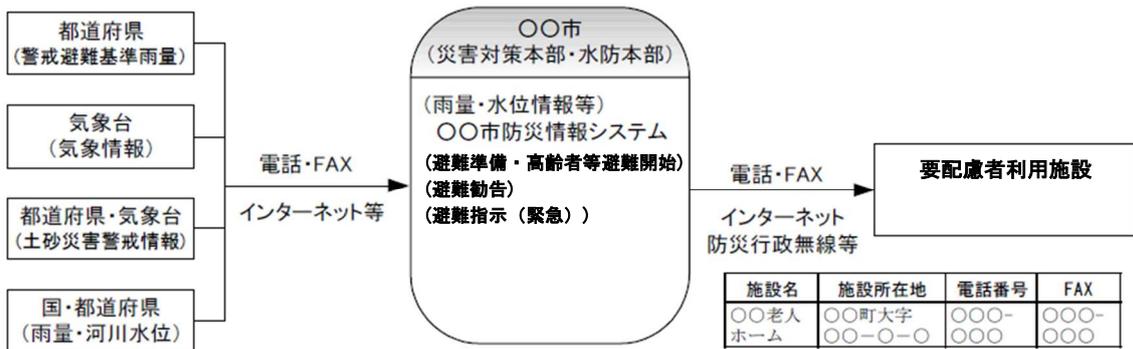


図 3.1 要配慮者利用施設への情報伝達例

3.2 土砂災害警戒情報等の防災気象情報に関する事項

土砂災害は一般に大雨時に発生するため、住民が雨量情報を入手する手段を記載することが望ましい。また、住民が雨量情報を認識しやすいように表3.1のような説明文を加えたり、都道府県砂防部局と地方気象台等が連携して発表する土砂災害警戒情報に関して併せて記載することが望ましい。

【雨量情報について】

● 主な雨量情報

- ・ 国土交通省、都道府県、市町村の雨量観測情報
- ・ 気象庁の雨量情報（アメダス情報、レーダー雨量等）

● インターネットによる提供方法例

インターネットでの情報提供の場合、ホームページアドレスを記載するものとする。



図 3.2 川の防災情報（国土交通省）

< 出典 > 国土交通省ホームページ

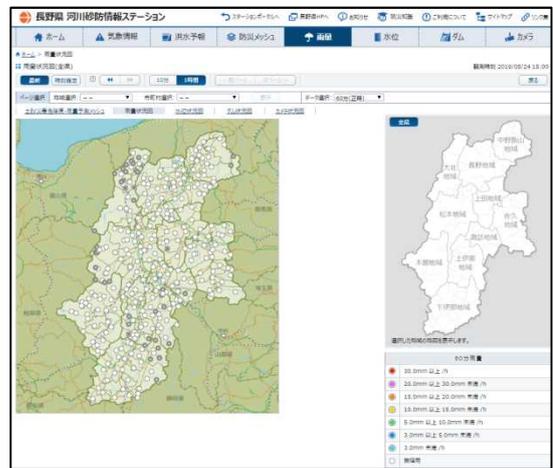


図 3.3 河川砂防情報ステーション（長野県）

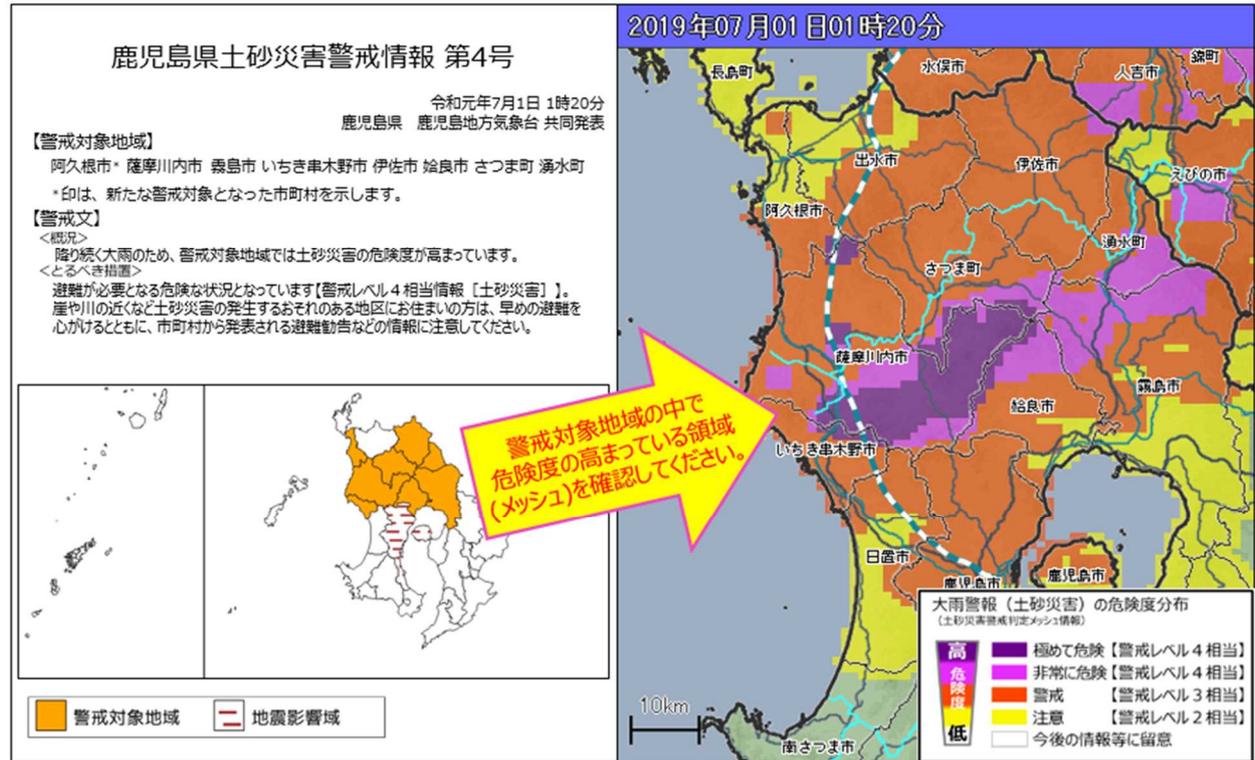
< 出典 > 長野県ホームページ

● 雨量情報の説明例

表 3.1 雨の強さと降り方

| 1時間雨量 (mm) | 予報用語 | 人の受けるイメージ | 人への影響 | 屋内 (木造住宅を想定) | 屋外の様子 | 車に乗っていて |
|------------|---------|------------------------|------------------|--------------------|---------------------------|---|
| 10以上～20未満 | やや強い雨 | ザーザーと降る | 地面からの跳ね返りで足元がぬれる | 雨の音で話し声が良く聞き取れない | 地面一面に水たまりができる | |
| 20以上～30未満 | 強い雨 | どしゃ降り | 傘をさしてもぬれる | 寝ている人の半数くらいが雨に気がつく | 道路が川のようになる | ワイパーを速くしても見づらい |
| 30以上～50未満 | 激しい雨 | バケツをひっくり返したように降る | | | | 高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる (ハイドロプレーニング現象) |
| 50以上～80未満 | 非常に激しい雨 | 滝のように降る (ゴーゴーと降り続く) | 傘は全く役に立たなくなる | | 水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる | 車の運転は危険 |
| 80以上～ | 猛烈な雨 | 息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる | | | | |

< 出典 > 気象庁ホームページ



<出典>：気象庁ホームページ

図3.4 土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）の危険度分布

3.3 避難勧告等に関する解説と留意事項

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、住民が適切な避難行動を行うために、表 3.2 に示すような各情報に対する行動内容を記載することが望ましい。

【避難勧告等に関する解説と留意事項の記載例】

表 3.2 警戒レベルととるべき避難行動の関係

| | 立退き避難が必要な居住者等に求める行動 |
|------------------------------|---|
| 【警戒レベル3】 避難準備・高齢者等避難開始 | <p>高齢者等避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、今後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。 |
| 【警戒レベル4】 避難勧告 避難指示（緊急） | <p>全員避難</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 <p><市町村から避難指示（緊急）が発令された場合></p> <ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」※1への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」※2を行う。 避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。 |
| 【警戒レベル5】 災害発生情報 | <p>災害発生</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 市町村が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。 |

| 警戒レベル | 住民が取るべき行動 | 住民に行動を促す情報 | | 住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報) | | |
|--------|--|--|-----------|---------------------------------------|---|--|
| | | 避難情報等 | 洪水に関する情報 | | 土砂災害に関する情報 | |
| | | | 水位情報がある場合 | 水位情報がない場合 | | |
| 警戒レベル5 | 既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 | 災害発生情報※1 ※1可能な範囲で発令 | 氾濫発生情報 | (大雨特別警報(浸水害))※3 | (大雨特別警報(土砂災害))※3 | |
| 警戒レベル4 | ・指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・災害が発生するおそれが高くなり、緊急に避難する。 | ・避難勧告 ・避難指示(緊急)※2 ※2緊急的又は重ねて避難を促す場合に発令 | 氾濫危険情報 | ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) | ・土砂災害警戒情報 ・土砂災害に関するメッシュ情報(非常に危険) ・土砂災害に関するメッシュ情報(極めて危険)※4 | |
| 警戒レベル3 | 高齢者等は立退き避難する。その他の者は立退き避難の準備をし、自発的に避難する。 | 避難準備・高齢者等避難開始 | 氾濫警戒情報 | ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布(警戒) | ・大雨警報(土砂災害) ・土砂災害に関するメッシュ情報(警戒) | |
| 警戒レベル2 | 避難に備え自らの避難行動を確認する。 | 洪水注意報 大雨注意報 | 氾濫注意情報 | ・洪水警報の危険度分布(注意) | ・土砂災害に関するメッシュ情報(注意) | |
| 警戒レベル1 | 災害への心構えを高める。 | 警報級の可能性 | | | | |

<出典>：「避難勧告等に関するガイドライン（平成31年3月、内閣府（防災担当））」

3.4 土砂災害に関する基本情報

土砂災害の種類（急傾斜地の崩壊、土石流、地滑り）ごとにその特徴を、イラスト等を交えて記載することが望ましい。

住民等からの土砂災害の前兆現象の情報を入手するために、自然現象の種類ごとの前兆現象の説明文を記載する。

【土砂災害の特徴の記載例】

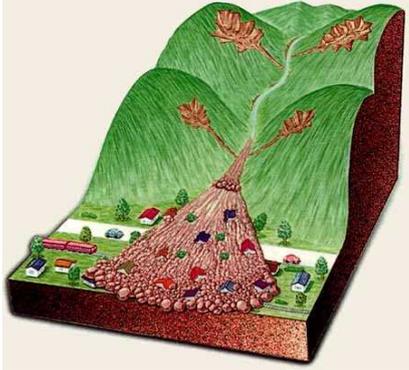
| 土砂災害の種類 | イメージ図 | 説明 |
|-------------------|---|---|
| がけ崩れ (急傾斜地の崩壊) |  | <p>地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。</p> |
| 土石流 |  | <p>山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいいます。その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまいます。</p> |
| 地滑り |  | <p>斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。一般的に移動土塊量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また、一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難です。</p> |

図 3.5 土砂災害の特徴に関する説明例

表 3.3 土砂災害の前兆現象の例

| 五感 | 移動主体 | 土石流 | がけ崩れ | 地すべり |
|----|---------|--|---|--|
| 視覚 | 山・斜面・がけ | <ul style="list-style-type: none"> ・溪流付近の斜面が崩れだす ・落石が生じる | <ul style="list-style-type: none"> ・がけに割れ目がみえる ・がけからは小石がパラパラと落ちる ・斜面がはらみだす | <ul style="list-style-type: none"> ・地面にひび割れができる ・地面の一部が落ち込んだり盛り上がったりする |
| | 水 | <ul style="list-style-type: none"> ・川の水が異常に濁る ・雨が降り続けているのに川の水位が下がる ・土砂の流出 | <ul style="list-style-type: none"> ・表面流が生じる ・がけから水が噴出する ・湧水が濁りだす | <ul style="list-style-type: none"> ・沢や井戸の水が濁る ・斜面から水が噴き出す ・池や沼の水かさが急減する |
| | 樹木 | <ul style="list-style-type: none"> ・濁水に流木が混じりだす | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木が傾く |
| | その他 | <ul style="list-style-type: none"> ・溪流内の火花 | | <ul style="list-style-type: none"> ・家や擁壁に亀裂が入る ・擁壁や電柱が傾く |
| 聴覚 | | <ul style="list-style-type: none"> ・地鳴りがする ・山鳴りがする ・転石のぶつかり合う音 | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする ・樹木の揺れる音がする ・地鳴りがする | <ul style="list-style-type: none"> ・樹木の根が切れる音がする |
| 嗅覚 | | <ul style="list-style-type: none"> ・腐った土の臭いがする | | |

(注) 上記のほか地響きや地震のような揺れ等を感じることもあるが、土砂災害の発生前に必ずしも前兆現象が見られるわけではない。
前兆現象が確認されたときは、既に土砂災害が発生している、または発生する直前であるため、ただちに避難行動をとるべきである。

※ 表については国土交通省河川局砂防部「土砂災害警戒避難に関わる前兆現象情報の活用のあり方について」(平成18年3月)からの転載、注書については内閣府が記載

<出典> : 「避難勧告等に関するガイドライン (平成31年3月) (平成31年3月、内閣府 (防災担当)) 」

【前兆現象の記載例】

| 土砂災害の種類 | 前兆現象 |
|-------------------|--|
| がけ崩れ (急傾斜地の崩壊) |  <ul style="list-style-type: none"> ○がけに割れ目が見える。 ○がけから水がわき出ている。 ○がけから小石がばらばらと落ちてくる。 |
| 土石流 |  <ul style="list-style-type: none"> ○急に川の流れが濁り流木が混ざっている。 ○山鳴りがする。 ○雨が降り続けているのに川の水位が下がる。 |
| 地すべり |  <ul style="list-style-type: none"> ○沢や井戸の水が濁る。 ○地面にひび割れができる。 ○斜面から水がふき出す。 |

図 3.6 前兆現象イメージ図(1)

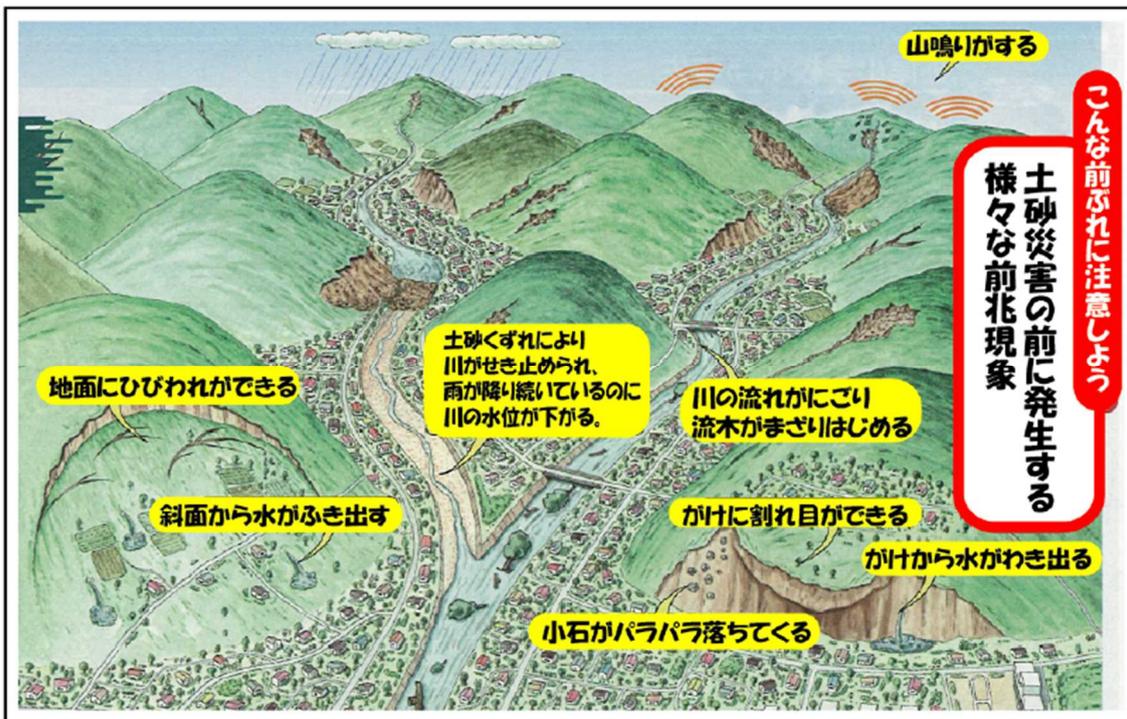


図 3.7 前兆現象イメージ図(2)

3.5 避難時の危険箇所に関する事項

住民が避難行動をとる際に、洪水、内水、津波、高潮等の危険が及ぶことが想定される危険箇所について河川部局等より情報収集し、土砂災害とその他のリスクもあわせて記載することが望ましい。

過去に災害があった場合は、住民の意識啓発を目的として発生場所及びその状況等について記載することが望ましい。

【避難時危険箇所の記載例】

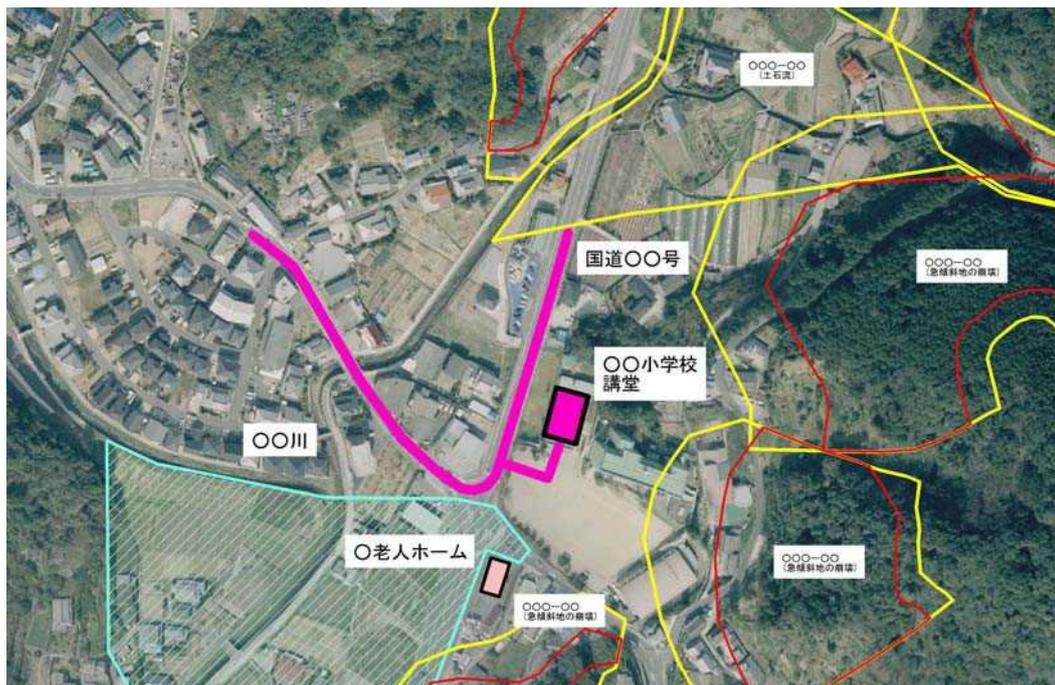


図 3.8 避難時危険箇所の記載例（浸水想定区域を  で記載

3.6 避難時の心得

避難時の心得の文案としては、以下のようなものがある。

【避難時の心得の記載例】

- ・ 避難所へ避難する際は、他の土砂災害警戒区域内の通過はできるだけ避けること。
- ・ 土石流に関しては溪流に直角方向にできるだけ溪流から離れること。
- ・ 溪流を渡って対岸に避難することはできるだけ避けること。

避難が困難な場合の心得の文案としては、以下のようなものがある。

【避難が困難な場合の対処方法の記載例】

立退き避難の時間的余裕がない場合や、立退き避難を行うことが危険な状態になっている場合は、急傾斜地等の反対側の二階以上に屋内避難することや、土石流が流れてくると予想される区域からできるだけ離れている場所や河川や溪流から高低差のある場所へ避難することも考えられます。

避難時の携行物の記載例としては、以下のようなものがある。

表 3.4 避難時携行物の例

| | |
|------|--|
| 非常食料 | 非常食品(3日分程度、カンパン、缶詰、レトルト食品、インスタント食品など)、飲料水(1人1日3リットルが目安) など |
| 避難用具 | 懐中電灯、ラジオ、電池(予備)、ロープ、ヘルメット など |
| 救急用品 | 傷薬、消毒薬、胃腸薬、消毒液、マスク、体温計、包帯、ガーゼ、脱脂綿、三角巾、ばんそうこう、とげ抜き、ピンセット など |
| 衣類など | 下着、くつ下、防寒具、レインコート、軍手などの手袋、ハンカチ、タオル、毛布 など |
| 生活用品 | 携帯電話、充電器、ティッシュペーパー、ビニール袋、マッチ、ライター、万能ナイフ など |
| 貴重品 | 現金(十円玉も)、印鑑、預金通帳、証書類、各種カード など |

3.7 その他の記載

①地域を特定できる地物の名称

ハザードマップを住民により分かりやすくするため、道路・河川・公共施設など、地域を特定できる地物の名称を記載することが望ましい。

【地域を特定できる地物の名称の記載例】

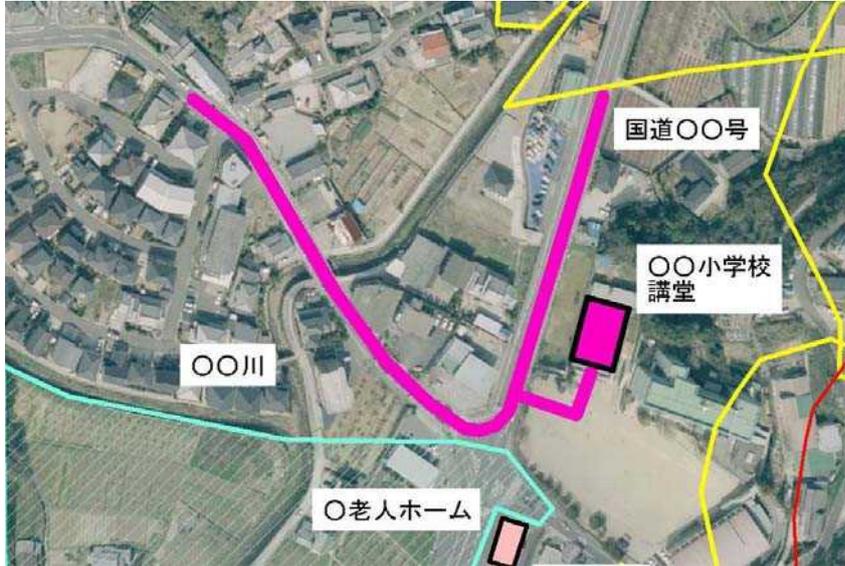


図3.9 地域を特定できる地物の名称の記載例

②案内用図記号の記載

図面上で容易に判断できるよう、JIS（Z8210）で定められている案内用図記号を適宜使用することが望ましい。

平成30年3月現在
内閣府(防災担当)

避難場所等の図記号の標準化の取組

(1)これまでの経緯

- 災害対策基本法改正により、避難場所は災害種別毎に設定。
- 避難場所等の図記号について標準化を図るため、関係府省庁等は連絡会議を設置して、避難場所等の図記号の標準化を進めることを決定。
- 図記号のJIS制定に向けて、JIS原案作成委員会が図案を作成し、同委員会から経済産業大臣に報告。
→平成28年3月22日に図記号等をJIS制定。

(2)現在の取組状況

- 国、地方公共団体において、本図記号の周知徹底や避難標識整備を図っていく。
- 国際標準規格とすべく、平成28年10月に経済産業省が国際標準機構(ISO)に新規提案中(現在審議中)。

| ＜災害種別図記号＞ | | |
|-----------|--|---|
| 災対法の災害種別 | JIS制定された災害種別図記号 | |
| 津波 | 津波・高潮 <small>(従来の図記号も活用 一般図記号も作成)</small> |  |
| 高潮 | 洪水 内水氾濫 |  |
| 洪水 | | |
| 内水氾濫 | 崖崩れ 土石流 地滑り |  |
| 崖崩れ | | |
| 土石流 | | |
| 大規模な火事 | 大規模な火事 |  |
| 地震 | 起きる災害(津波、大規模な火事等)でカバー | |
| 火山 | シェルターなどに避難するため、それらの周知を実施 | |

(参考：JISで制定済みの図記号)



避難場所
JISZ8210

避難所
JISZ8210

津波避難場所・津波避難ビル
JISZ8210

○避難場所の表示方法(イメージ)
「避難場所+災害種別を併記」



山の上公園
Yamanoue Park

広域避難場所
Safety evacuation area

図 3.10 避難場所等の図記号の標準化の取組 (内閣府)

18

土砂災害ハザードマップ作成事例 及び土砂災害ハザードマップに関する取組事例

（国土交通省砂防部HPに掲載している「土砂災害警戒避難の好事例集」も参考としてください。）

取組事例. 土砂災害ハザードマップ作成のための支援及び協力

【事例1】ハザードマップポータルサイト（重ねるハザードマップ・わがまちハザードマップ）（国土交通省）

- ◆重ねるハザードマップ：洪水・土砂災害・津波のリスク情報、道路防災情報、土地の特徴・成り立ちなどを地図や写真に自由に重ねて表示できるサイト
- ◆わがまちハザードマップ：全国の市区町村が作成した各種ハザードマップを一元的に検索・閲覧することができるポータルサイト



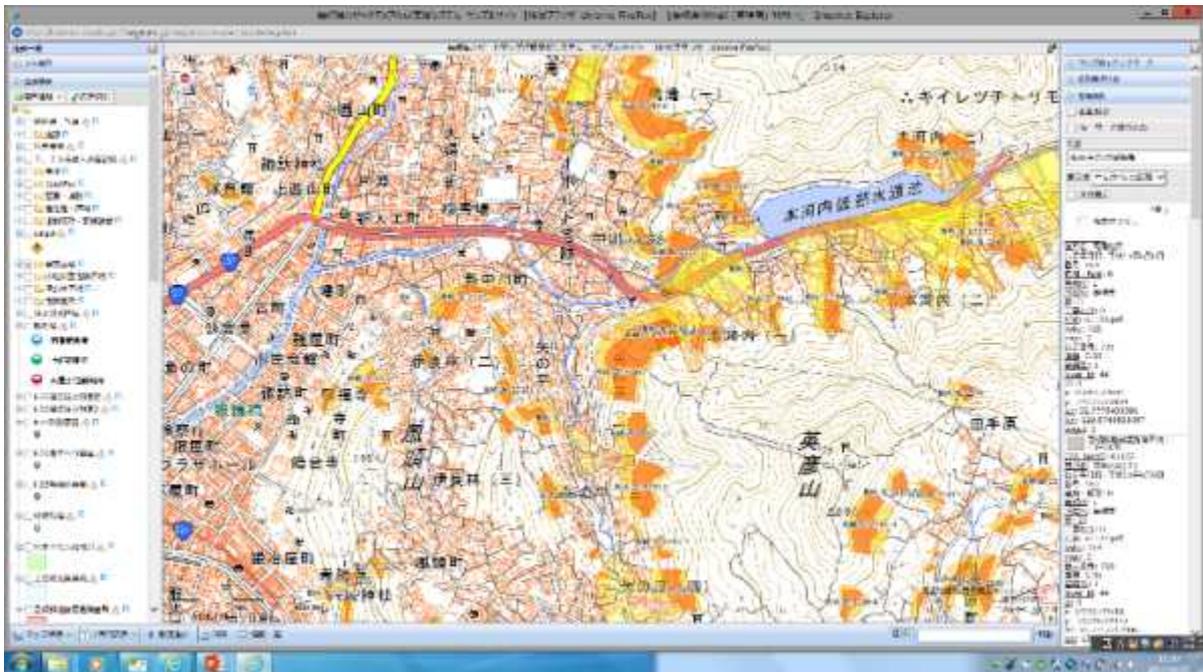
出典：

国土交通省ホームページ：

ハザードマップポータルサイト (<https://disaportal.gsi.go.jp/>)

【事例2】ハザードマップ作成支援システム（長崎県）

土砂災害警戒区域等、避難場所、背景図など各種データの登録・更新機能やフォントの変更機能、描画機能を有するGISシステムを長崎県が一括して構築。



市町村の土砂災害ハザードマップ作成に活用



市町はハザードマップ作成支援システムを利用することで、比較的少ない経費と手間で土砂災害ハザードマップを作成
⇒土砂災害ハザードマップの早期完成・公表

出典：

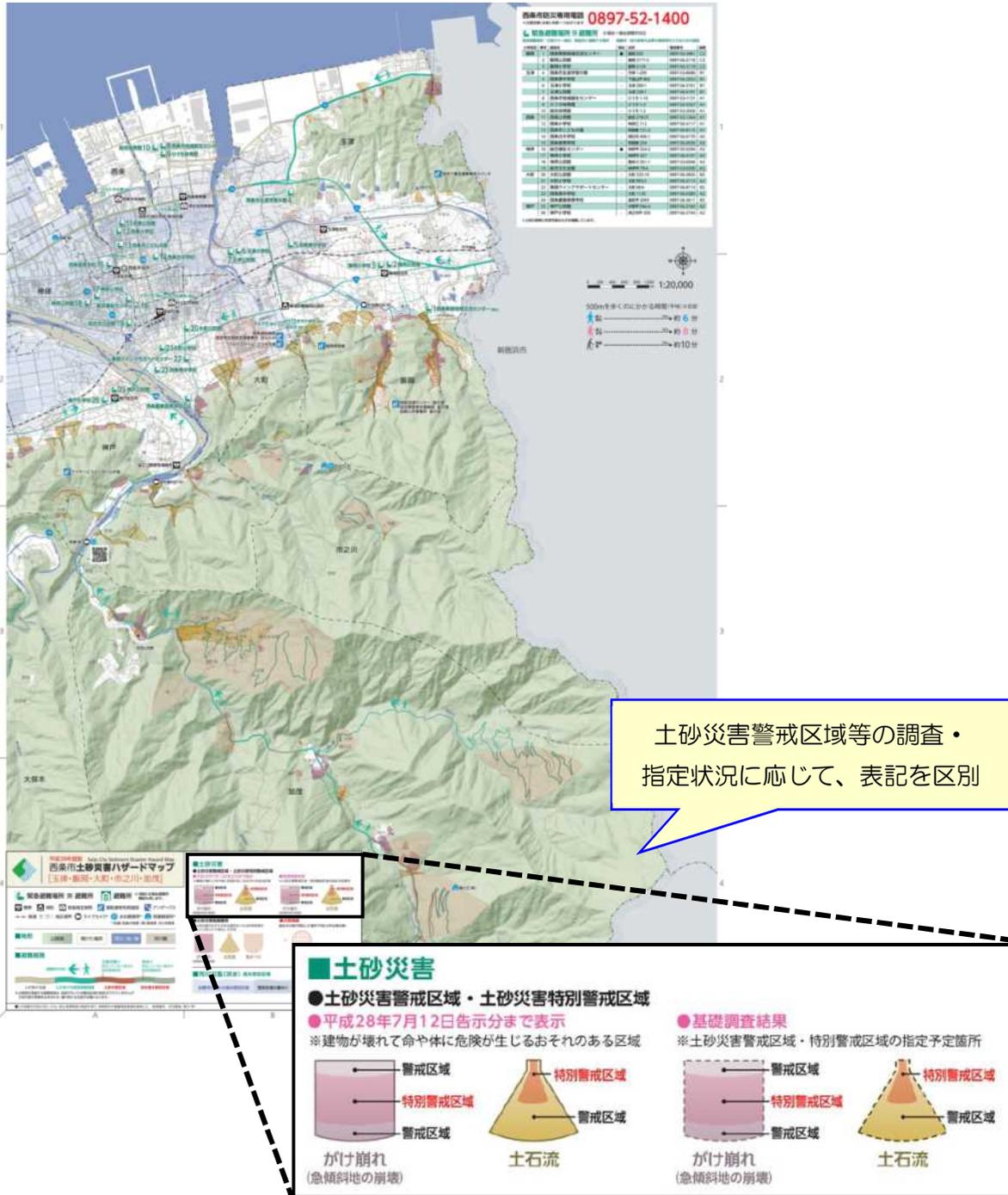
長崎県提供資料 ※一部、加筆・更新

長崎市ホームページ (<http://www.city.nagasaki.lg.jp/bousai/210002/p025551.html>)

取組事例. 共通項目の記載

◆土砂災害警戒区域等及びこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

【事例3】土砂災害警戒区域等の指定状況に応じて表示を区別した事例（愛媛県西条市）



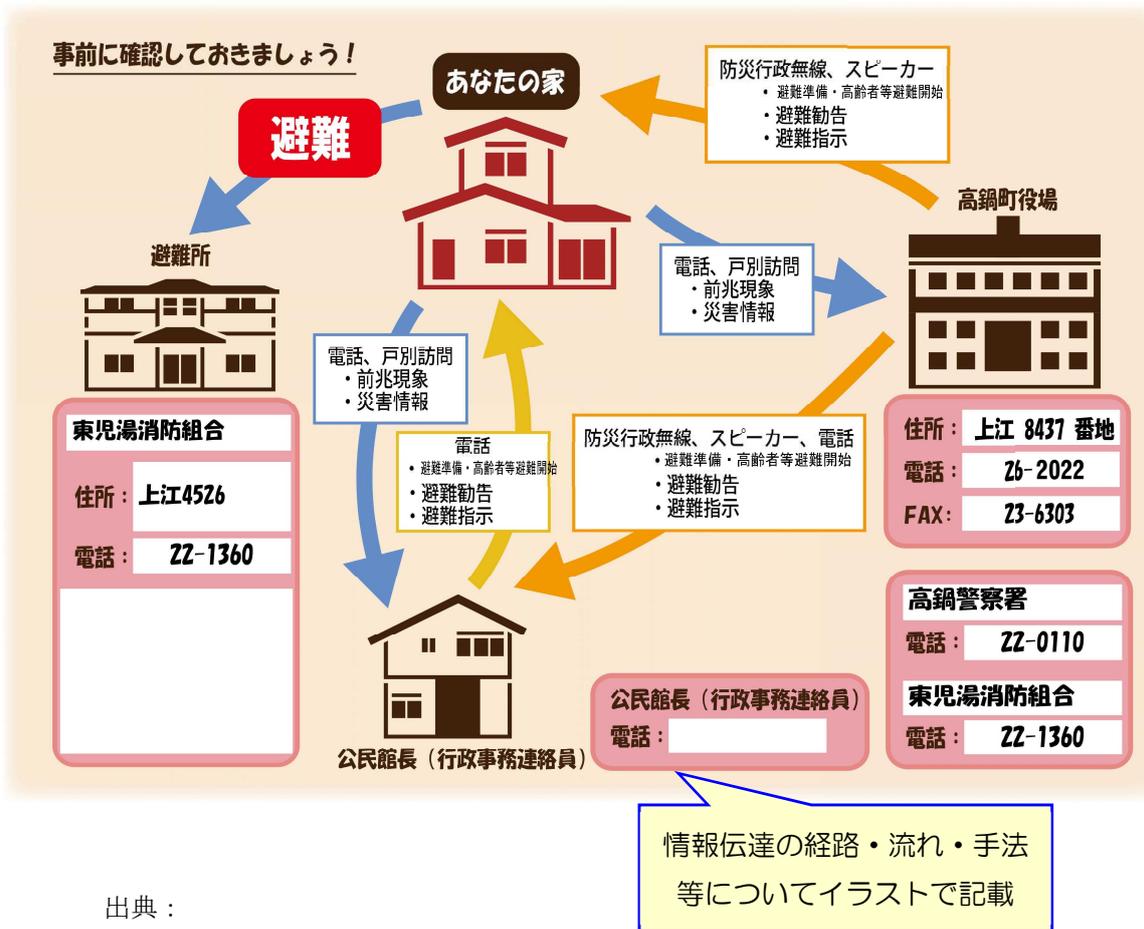
出典：

西条市ホームページ

(<https://www.city.saijo.ehime.jp/soshiki/kikikanri/doshahm.html>)

◆土砂災害に関する情報の伝達方法

【事例4】情報伝達経路や方法を記載した事例（宮崎県高鍋町）



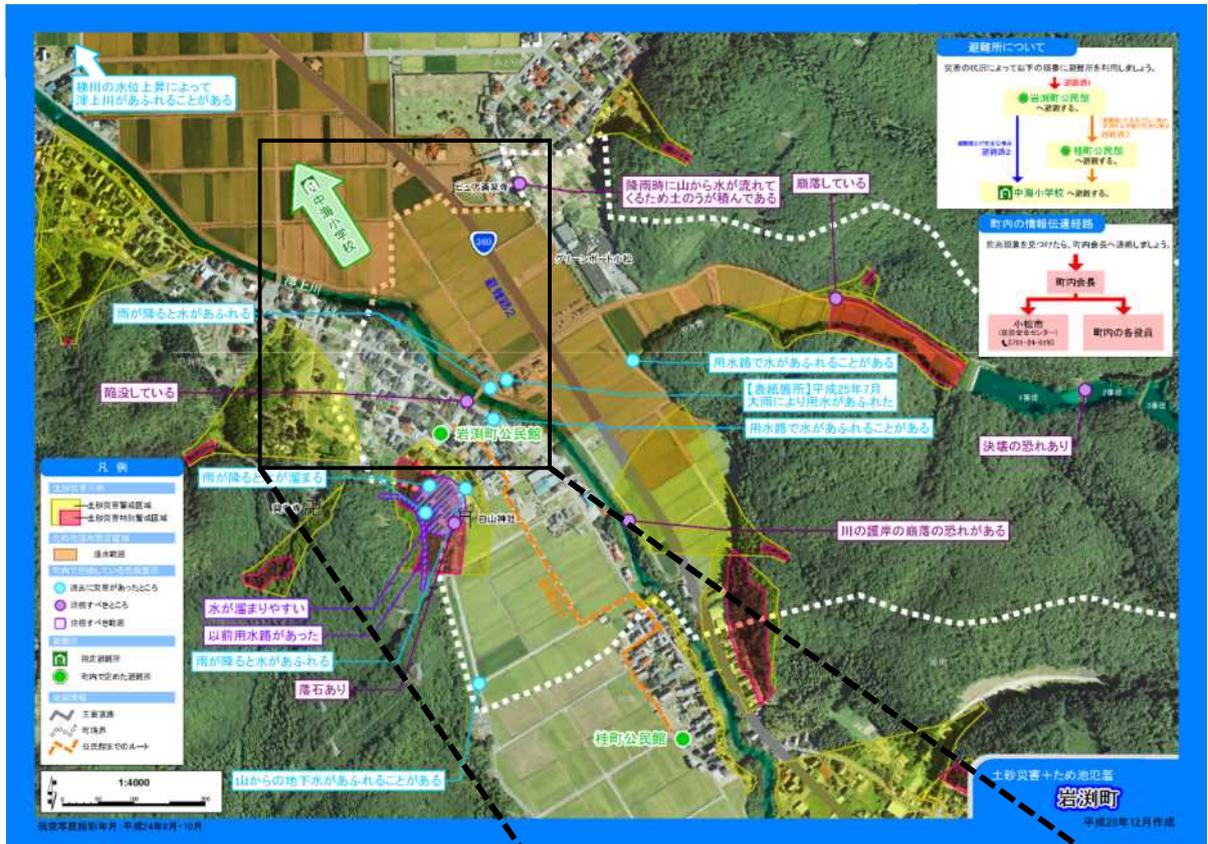
出典：

高鍋町ホームページ ※一部、加筆・修正

(<http://www.town.takanabe.lg.jp/soshiki/somu/1/2/bousai/635.html>)

◆急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路
その他の避難経路に関する事項

【事例5】地域の避難所も合わせて表示した事例（石川県小松市）



避難所

- 指定避難所
- 町内で定めた避難所

指定避難所の他に、地域住民が定めた避難所も区別して表示



出典：
石川県提供資料 ※一部、加筆・修正

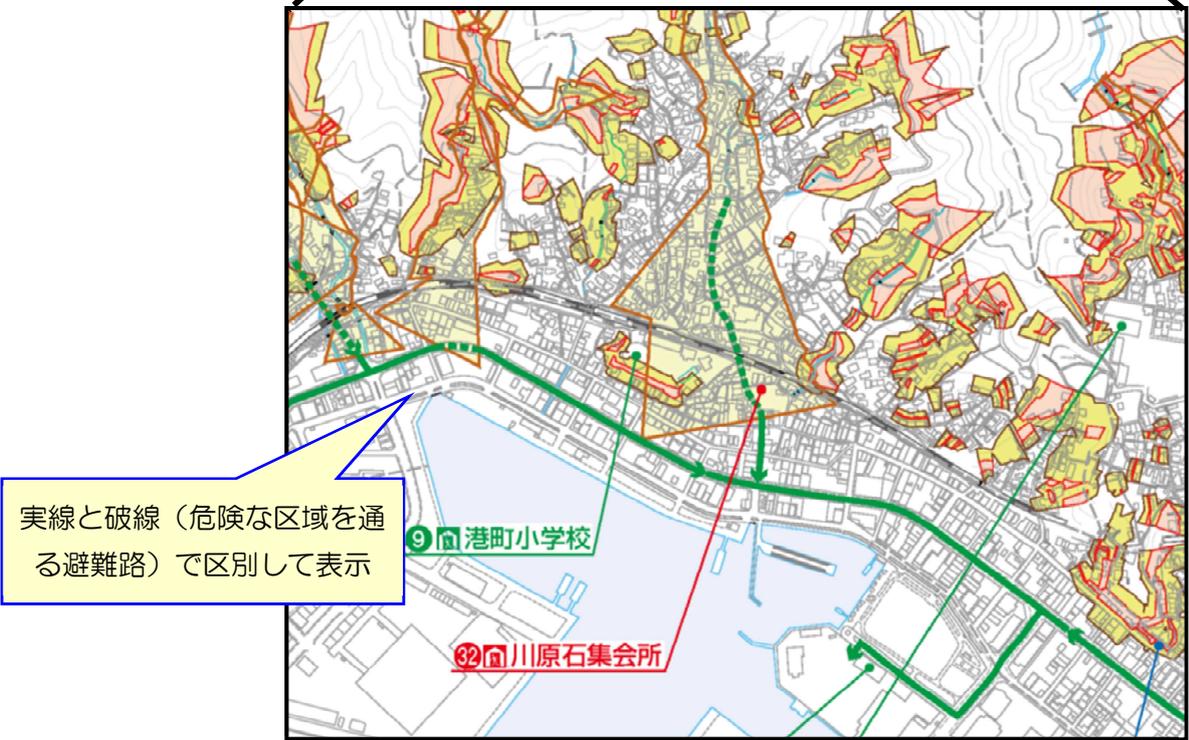
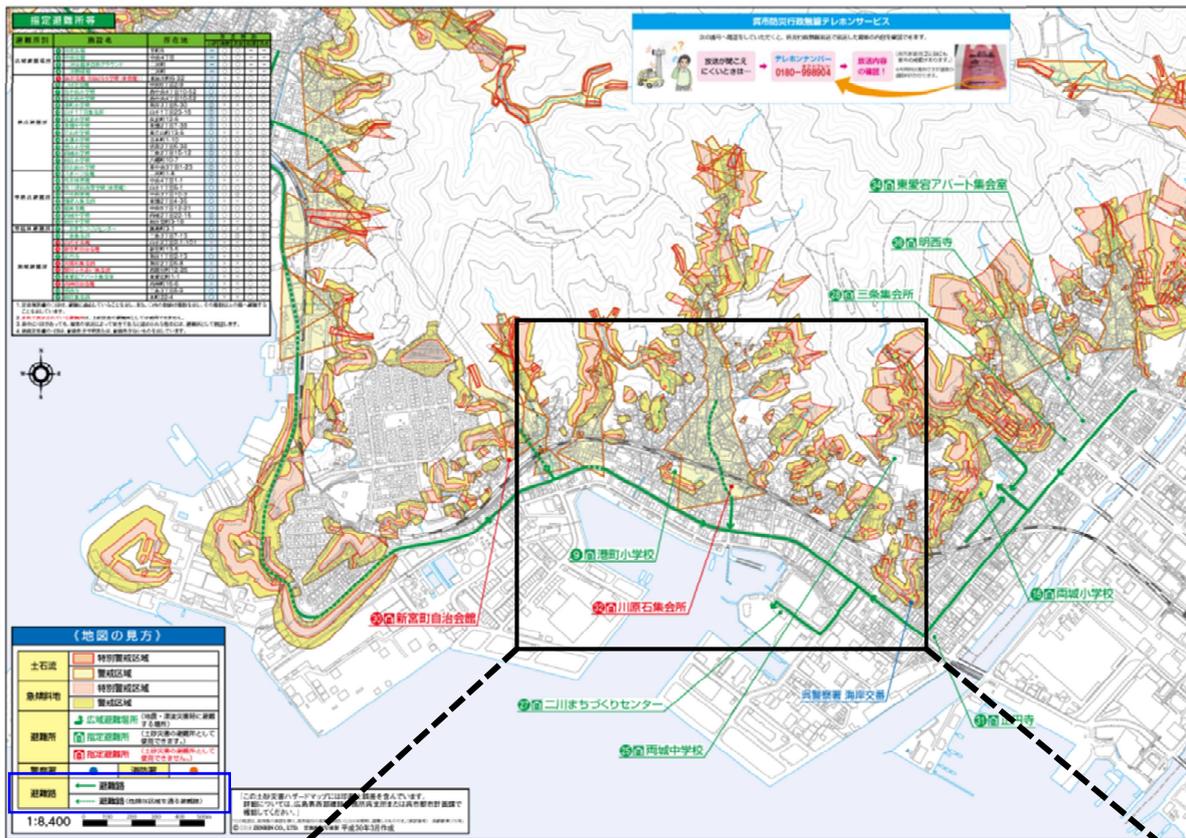
【事例6】主な避難路を図示した事例（茨城県茨城町）



出典：茨城町ホームページ

(<http://www.town.ibaraki.lg.jp/kurashitetuduki/bousaianzen/bousai/1454126944805.html>)

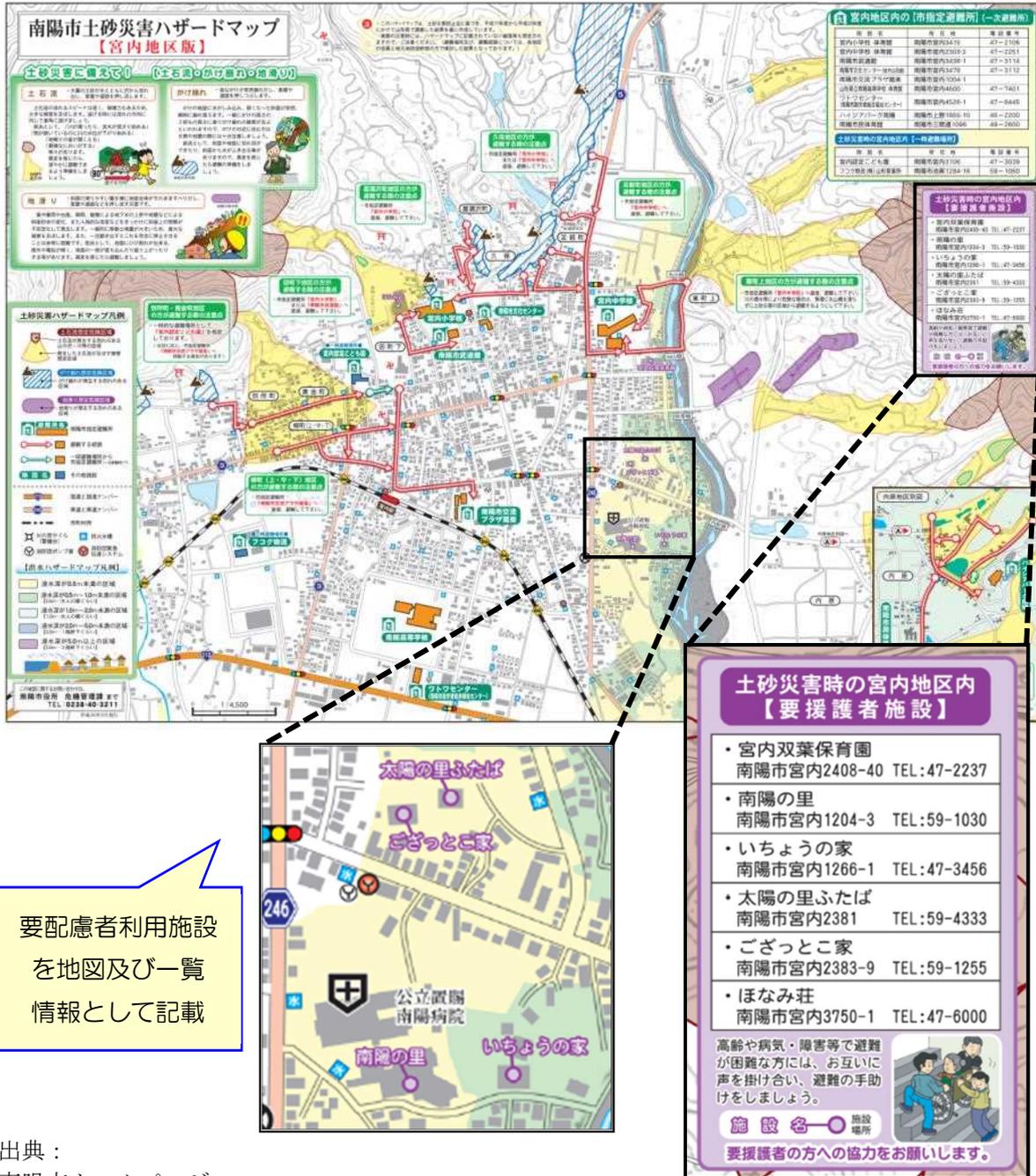
【事例7】危険な区域を通る避難路を区別して表示した事例（広島県呉市）



出典：
 呉市ホームページ
 (<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/82/kureinfo-dosyasaigaihazardmap.html>)

◆要配慮者利用施設に関する事項

【事例9】要配慮者利用施設の情報を表示した事例（山形県南陽市）



要配慮者利用施設を地図及び一覧情報として記載

出典：
南陽市ホームページ
(<http://www.city.nanyo.yamagata.jp/saigai/765>)

◆土砂災害警戒情報等の防災気象情報に関する事項

【事例10】防災気象情報の解説を記載した事例（北海道札幌市）

● 雨の降り方に注意しましょう

土砂災害の多くは雨によって発生します。
1時間に20mm以上、または、降り始めから100mm以上の雨が降っているときは、十分に注意しましょう。



● 降雨の経過と避難の目安

| | | |
|----------|---|------------|
| 観測情報・警報等 | <p>大雨注意報（警戒レベル2） 大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表されます。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続されます。</p> <p>大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当） 大雨警報は、大雨による重大な土砂災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表されます。</p> <p>さらに大雨が続くと・・・土砂災害のおそれが高まります！</p> <p>土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当） 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、北海道と札幌管区気象台から共同で発表される気象情報です。</p> <p>大雨特別警報（警戒レベル5相当） 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合や、数十年に一度の強度の台風等により大雨になると予想される場合に発表されます。 大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。</p> | 安全確保のための行動 |
| 前兆現象 | <p>ハザードマップ等により、避難所、避難経路を確認しましょう。 テレビ、ラジオ、インターネット等で今後の気象情報を確認しましょう。</p> <p>危険を感じた場合は、自主的に避難しましょう。 避難準備・高齢者等避難開始が発令されたら、お年寄りなど避難に時間を要する方は、早めに避難を開始しましょう。 避難を支援する方は、支援行動を開始してください。</p> <p>避難勧告や避難指示（緊急）が発令されたり、前兆現象を感知したら対象区域にお住まいの方は最寄の安全な場所へ直ちに避難しましょう。 ※避難所への避難が困難な場合は、コンクリート造りの堅固な建物の2階以上等への避難を心がけましょう。</p> <p>避難所への避難が困難な場合は、命を守るための最善の行動をとってください。</p> | |

防災気象情報について
解説

出典：
札幌市ホームページ
(http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/higoro/fuusui/dosha_keikai.html)

◆避難勧告等に関する解説と留意事項

【事例11】避難勧告等や避難のタイミングの解説を記載した事例（静岡県三島市）

市から発令させる避難情報を理解しよう！ 市から発令される情報はここ！

| 避難情報の区分 | 立ち退き避難が必要な住民に求められる行動 | 災害の切迫性 |
|---------------|---|--------|
| 自主避難 | <ul style="list-style-type: none"> 市から避難勧告が発生されていない場合でも「自らの命は自ら守る」という心構えで身の危険を感じたら自主避難しましょう。 指定緊急避難場所に避難するときは市に連絡してください。 | |
| 避難準備・高齢者等避難開始 | <ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等の要配慮者は、立ち退き避難する。 その他の方は立ち退きの準備をする。 状況に応じて自発的に立ち退き避難する。特に土砂災害については、指定緊急避難場所に避難してください。 | |
| 避難勧告 | <ul style="list-style-type: none"> 立ち退き避難する。※ | |
| 避難指示（緊急） | <ul style="list-style-type: none"> 立ち退き避難の人は、確実に避難を完了する。 避難勧告の対象地域で、まだ立ち退き避難していない人は、速やかに避難を開始する。 | |

※指定緊急避難場所への移動が、かえって危険と判断する場合には、近隣の安全な場所への避難や屋内での安全確保を行ってください。

避難勧告等の解説に加え
求められる行動も記載

②避難のタイミングを決める

●警戒レベルを理解しよう！

市民が情報の意味を直感的に理解できるよう、防災情報を5段階の警戒レベルにより提供し、とるべき行動の対応を明確化しました。

静岡県土木総合防災情報
サイボスレーダー (SIPOS-RADAR)

県内の最新の防災情報を発信するインターネットサイト。リアルタイムの河川の水位・雨量・気象情報、洪水情報・土砂災害警戒などの防災情報を発信しています。QRコードよりご利用ください。
PCアドレス <http://sipos.pref.shizuoka.jp/>

静岡県総合/静岡県防災
防災アプリ

豪雨等による災害発生前の避難行動を促す各種緊急情報の通知をはじめ、平常時の災害への備えとして、ハザードマップの確認、防災知識の習得や避難トレーニングなど、災害から命を守るために、役立つ機能を幅広く備えたアプリです。
※QRコードより総合防災アプリ「静岡県防災」サイトにアクセスできます。

警戒レベル4で全員避難!!

[警戒レベル]で避難のタイミングをお伝えします。

| | | | | |
|---------------------|---------------------|-------------------------|--------------------|---------|
| | | 警戒レベル 2 | 警戒レベル 3 | 警戒レベル 4 |
| | | | 避難！ 高齢者等は | 全員避難！ |
| 警戒レベル 1 | 警戒レベル 2 | 警戒レベル 3 | 警戒レベル 4 | 警戒レベル 5 |
| 心構えを高める (気象庁が発表) | 避難行動の確認 (気象庁が発表) | 避難に時間を要する人は避難 (市が発令) | 安全な場所へ避難 (市が発令) | |

[警戒レベル5] (市町村が発令) は既に災害が発生している状況です。

警戒レベルと避難のタイミングの関係を記載

出典：

三島市ホームページ

(<https://www.city.mishima.shizuoka.jp/bousai/detail007411.html>)

◆土砂災害に関する基本事項

【事例12】土砂災害に関する基本情報の解説を記載した事例（福岡県うきは市）

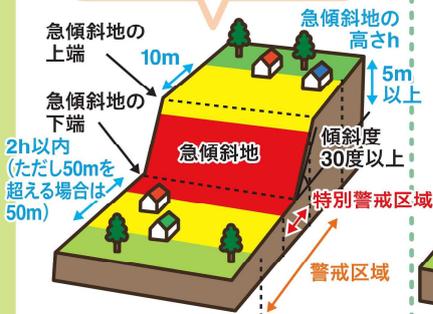
土砂災害の種類とその前兆現象

急傾斜地の崩壊(がけ崩れ)

斜面の地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然崩れ落ちる現象です。

前兆現象

- がけに割れ目が見える
- がけから水が噴出する
- がけから小石がバラバラ落ちてくる

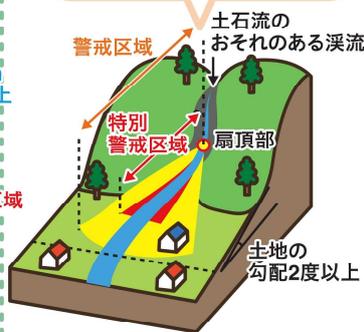


土石流

山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨等によって、一気に下流へと押し流される現象です。

前兆現象

- 山鳴りがする
- 川の流れが濁り、流木が混ざりはじめる
- 雨が降り続けているのに川の水位が下がる



地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によって斜面下方に移動する現象です。

前兆現象

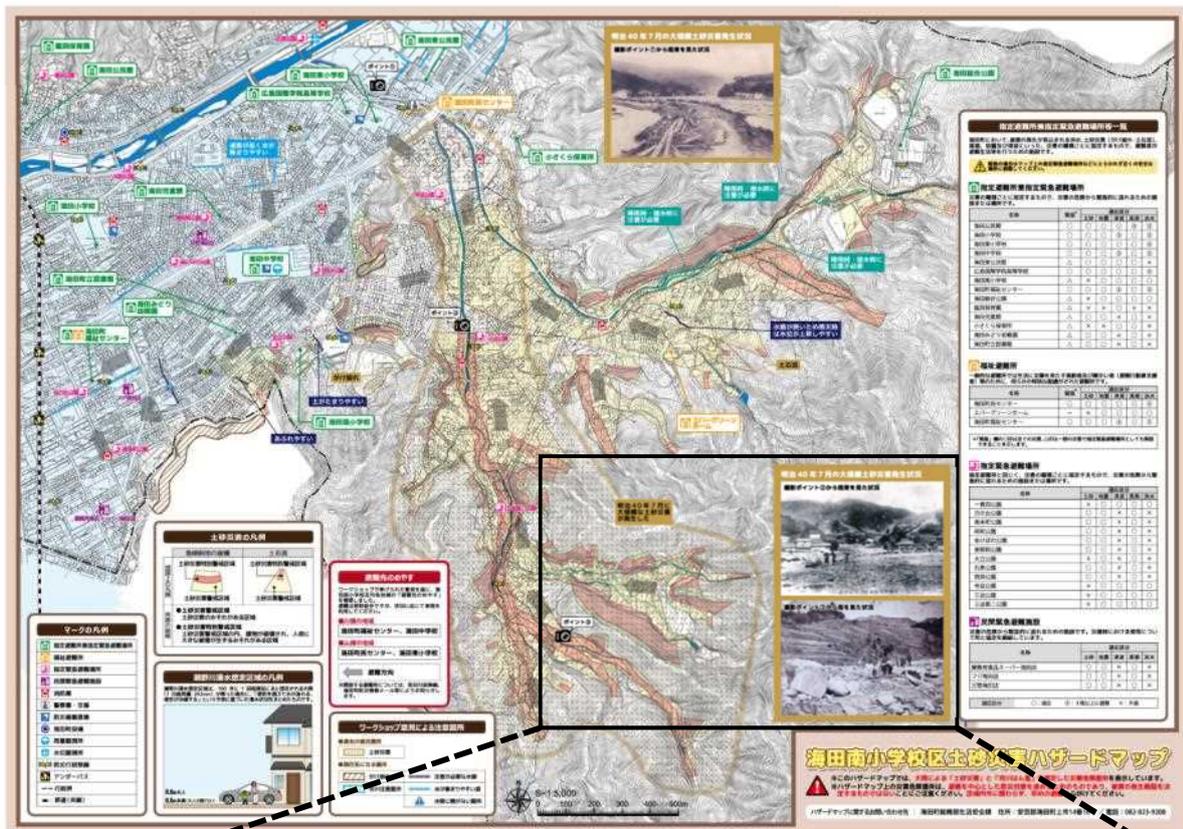
- 地面にひび割れができる
- 沢や井戸の水が濁る
- 斜面から水が噴き出す



土砂災害の種類ごとの特徴や前兆現象について記載

出典：
うきは市ホームページ
(http://www.city.ukiha.fukuoka.jp/kiji/pub/detail.aspx?c_id=4&id=248&pg=1)

【事例14】過去の災害履歴を記載した事例（広島県海田町）



出典：
海田町ホームページ (<https://www.town.kaita.lg.jp/soshiki/8/558.html>)

◆避難時の心得に関する事項

【事例15】避難の心得を記載した事例（島根県大田市）

| | | | |
|---|---|---|--|
| <p>安全な避難経路の確認を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事前に確認しておく ●河川やがけの近くを通らない  | <p>非常持出品の事前準備を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●定期的に中身を確認  | <p>正確な情報収集と自主的な避難を！</p>  | <p>避難する前に！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●電気・ガスの火元の確認 ●親戚や知人に避難することを連絡  |
| <p>ただちに避難を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●避難勧告 ●避難指示 ●危険を感じたら  | <p>動きやすい服装 2人以上で避難を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●2人以上で避難 ●リュック ●長袖、長ズボン  | <p>車での避難は控え、徒歩で避難を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●交通渋滞 ●浸水による故障 ●緊急車両の妨げ  | <p>災害時に援護を必要とする人に協力を！</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体の不自由な人 ●高齢者 ●乳幼児  |

出典：大田市ホームページ
 (<https://www.city.ohda.lg.jp/topics/12858>)

【事例16】ワークショップの実施事例（和歌山県和歌山市）



- 該当地区の全世帯に土砂災害ハザードマップを配布し、ワークショップを実施。
- 避難経路や危険な箇所について、様々な意見が交わされた。

出典：

和歌山県提供資料、和歌山市ホームページ

(http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/bousai_bouhan_koutsu/1001075/1019139/1016164.html)

【事例17】防災アプリの活用事例（北海道札幌市）

札幌市防災アプリ『そなえ』とは

札幌市民や観光客のみならず、地震災害や風水害などの緊急情報や避難場所情報、日ごろからの備えや行動など防災意識を高めるための情報を配信中です。※日本語ほか4言語（英語・簡体字・繁体字・韓国語）に対応。

主な機能紹介

| | | | | |
|---|---|--|---|---|
| | <p>現在地付近の災害別避難場所の位置やハザードマップを地図上に表示して確認できます。</p> | <p>災害発生時に開設されている避難場所（基幹避難所のみ）が色分け表示されます。</p> | <p>現在地からスマホをかざすと360度の各避難場所の方向、距離を同時に確認できます。</p> | <p>ネットワ ークに接続できない場合を想定して避難場所情報を保存しておくことができます。</p> |
| <p>災害発生時の安否確認や自分の居場所をワンタッチでメール送信できます。</p> | <p>札幌市の災害情報や避難情報をプッシュ通知で配信します。</p> | <p>その場の災害別の危険度をアニメーションで表示します。</p> | <p>日頃からの備えについての情報や災害時に想定される危険をアニメーションで体験できます。</p> | |

出典：札幌市ホームページ (<http://www.city.sapporo.jp/kikikanri/apri.html>)

取組事例. 自助・共助のためのハザードマップの活用と作成時の工夫

◆土砂災害ハザードマップの活用

【事例18】防災講座・図上訓練等への活用事例（滋賀県）



- 各地域の災害履歴を考慮した「図上訓練」を実施し、住民の災害体験をマップに反映。
- 避難訓練の際に、「出前講座」とパネル展示を実施し、土砂災害の知識を深める。

出典：滋賀県提供資料 ※一部、加筆・修正

【事例19】防災まちあるきへの活用事例（山口県宇部市）



ハザードマップ等を使用して危険箇所や避難場所等を地域住民に説明

地域住民と一緒に歩き、危険箇所、避難経路、避難場所等を確認

地域住民各自で、災害発生時の避難経路や避難場所等を事前に検討。

- 土砂災害が発生した場合に各自で命を守るための行動を速やかにとれることを目的として、地区の自主防災会を中心とした地域住民とともに「防災まちあるき」を実施。
- 地域住民一人一人が土砂災害の危険箇所の再認識や避難経路・避難場所を事前に検討。

出典：山口県提供資料 ※一部、加筆・修正

【事例20】巨大マップを活用した防災訓練の事例（愛知県犬山市）



犬山市では、土砂災害警戒区域が多い地区で実施した総合防災訓練のメニューのひとつとして、巨大マップを利用した体験型の訓練を実施しました。

【目的】 地域の災害リスクを再確認してもらうことを目的とします。

【手法】 巨大マップにより、自分の住んでいる所と、周囲の状況を確認し、より安全な場所を考えるきっかけづくりをします。

【巨大マップ】 ・ 8.5m×6m（複数の地図の貼り合わせ）

- ・ 地図の上には厚手の透明シートをはります。
- ・ 地図には、土砂災害警戒区域を色分けして掲載します。
- ・ 地図の縮尺は、しっかりと住宅の形が分かる大きさとしします。

【訓練】 ①色がついたところ（土砂災害警戒区域）を踏まずに歩いてみる。

→ 危険箇所の多さを認識

②自分の家を見つけてシールを貼る。

→ 周囲の危険を認識

③安全な場所を見つけてシールを貼る。

→ 避難先の確認

④安全な場所までの経路を考える。

→ 避難経路の確認

出典：愛知県犬山市提供資料 ※一部、加筆・修正

◆さらなる活用に向けたハザードマップ作成時の工夫

【事例21】地域住民によるハザードマップ作成の事例（福岡県朝倉市）

土砂災害への住民理解を深める取組み

○地域と行政の協働(①ワークショップ)により「自主防災マップ」を作成。住民の意見を踏まえ、②避難経路の危険箇所、③避難所を記載。

○平成26年度までに市内全19地区で完成し、各世帯に配布。



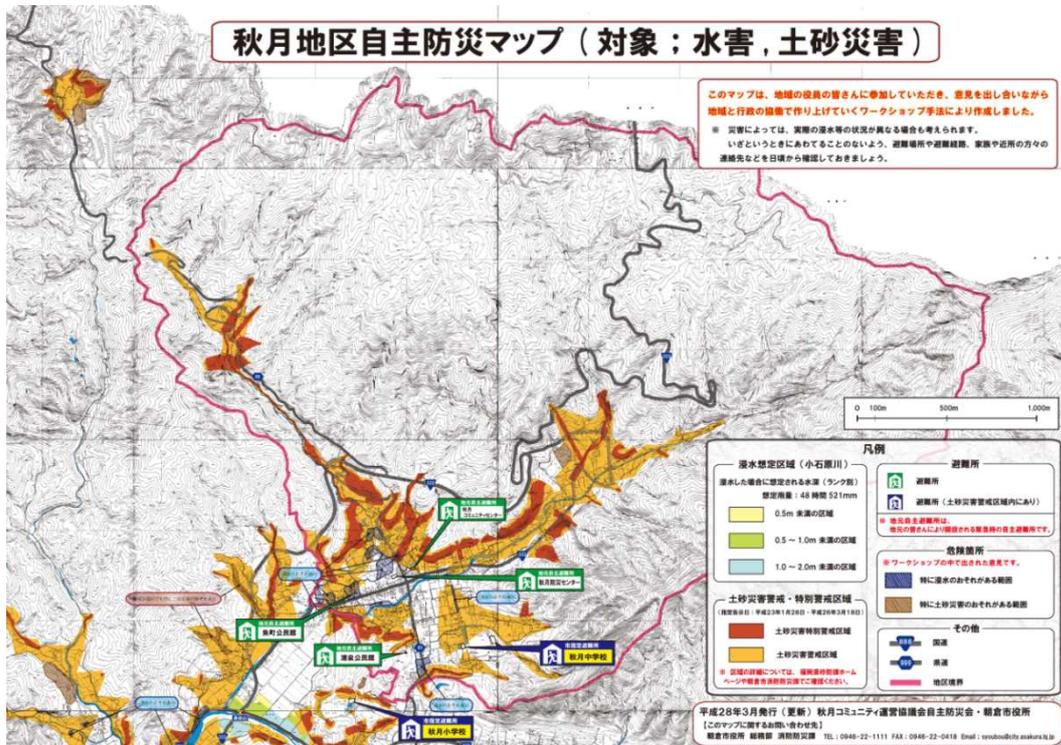
①ワークショップ

②避難経路の危険箇所
土砂災害警戒区域に加えて、特に土砂災害のおそれがある範囲

②避難経路の危険箇所
川沿いで特に越水のおそれがある場所



秋月地区自主防災マップ（対象：水害，土砂災害）



出典：

国土交通省砂防部ホームページ「地区ごとに防災に取り組む必要性について」

(<http://www.mlit.go.jp/river/sabo/chikubousaikeikaku.html>)

朝倉市ホームページ

(<http://www.city.asakura.lg.jp/www/contents/1332397590637/>)

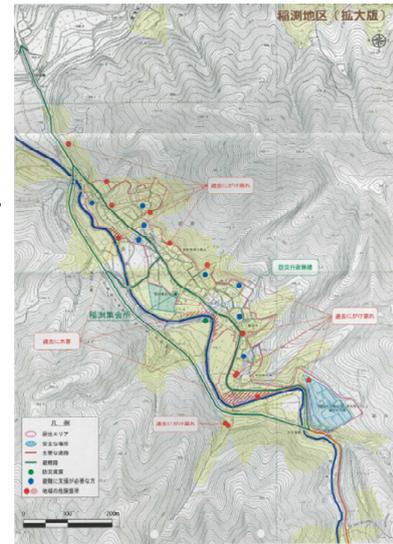
【事例22】地域住民によるハザードマップ作成の事例（奈良県明日香村）

- 奈良県は、『土砂災害地域防災マップづくり ガイドライン』及び『土砂災害地域防災マップづくり事例集』を作成し公表。
- 明日香村では、村役場職員、奈良県職員が進行役となりマップづくりワークショップを開催。住民が危険箇所、避難場所、避難経路等を確認しながら防災マップを作成。

【土砂災害地域防災マップづくり ガイドライン】



【地域防災マップの作成】



- 防災マップ等を元に情報伝達訓練・避難訓練を実施。
- 訓練後、作成したマップの修正、奈良県砂防ボランティア協会による講演等を実施。

【避難訓練の実施】



【訓練を踏まえたマップ修正】



【ボランティアによる講演】



出典：

奈良県ホームページ (<http://www3.pref.nara.jp/doshasaigai/sabomapdukuri/>)

奈良県提供資料 ※一部、加筆・修正

【事例23】地域住民によるハザードマップ作成の事例（石川県）

- 地区毎に「勉強会～防災マップ作成～避難訓練」の流れで実施。
- 住民自らが地区の土砂災害に関する問題点を確認し、地区に応じた避難行動を考える。
- 過去の災害履歴や避難行動等について住民が議論し、県と市町職員がサポート。

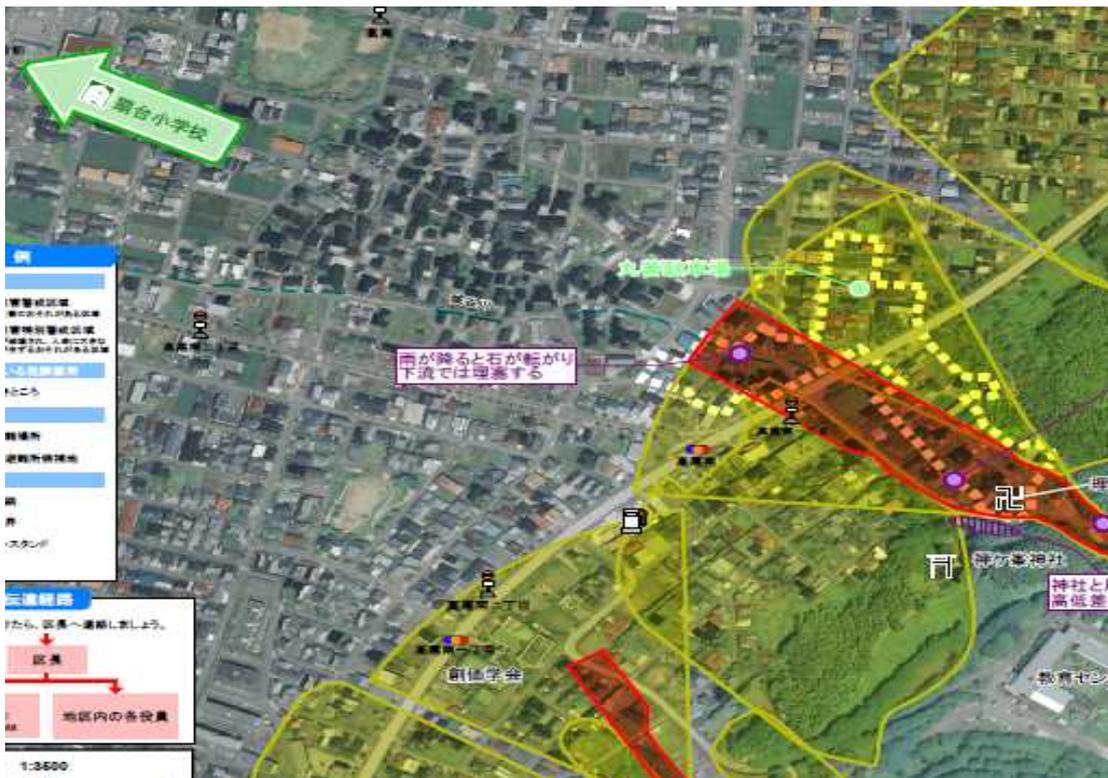
【①勉強会の実施（石川県かほく市）】



【③避難訓練の実施（石川県七尾市）】



【②オリジナルの防災マップ作成（石川県金沢市）】



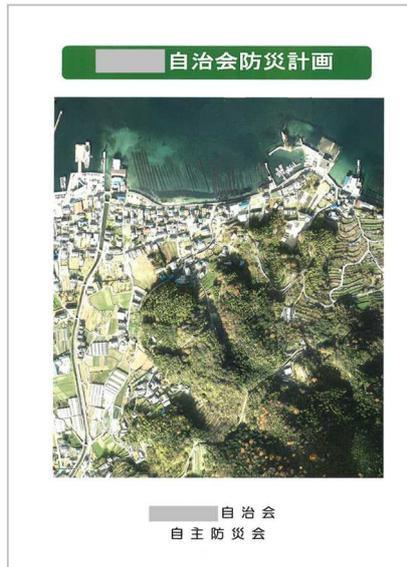
- ・過去に災害が発生した場所・内容
- ・大雨時の発生現象（予兆現象）、要注意箇所
- ・避難場所となり得る比較的的安全そうな場所
- ・情報の伝達体制 など

出典：石川県提供資料 ※一部、加筆・修正

【事例24】地域住民によるハザードマップ作成の事例（広島県江田島市）

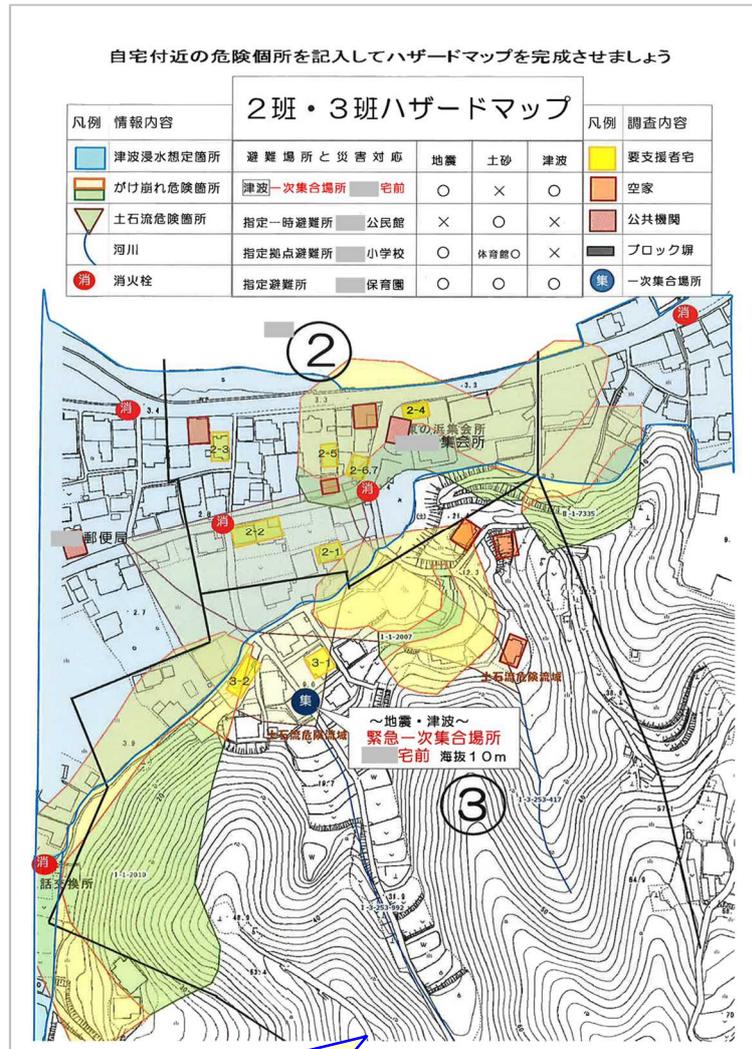
- 市内全域において、自治会が防災計画を作成。うち3地区は実際に運用している。
- 地域住民が主体的に作成に取組み、市が資料提供や進め方等の助言（支援）を実施。
- 防災計画を活用し、地域で防災訓練等を実施。

【作成した防災計画】



<防災計画の構成>

- 目的
 - 計画対象地区
 - 地区特性
 - 活動内容
 - 地区の防災組織・拠点等
 - 地区住民の相互支援
 - 避難計画
 - 避難行動要支援者への支援
 - 地域防災リーダーの役割
 - 防災訓練
 - 長期的な計画
- (別表) 自治会組織図
(別図) ハザードマップ



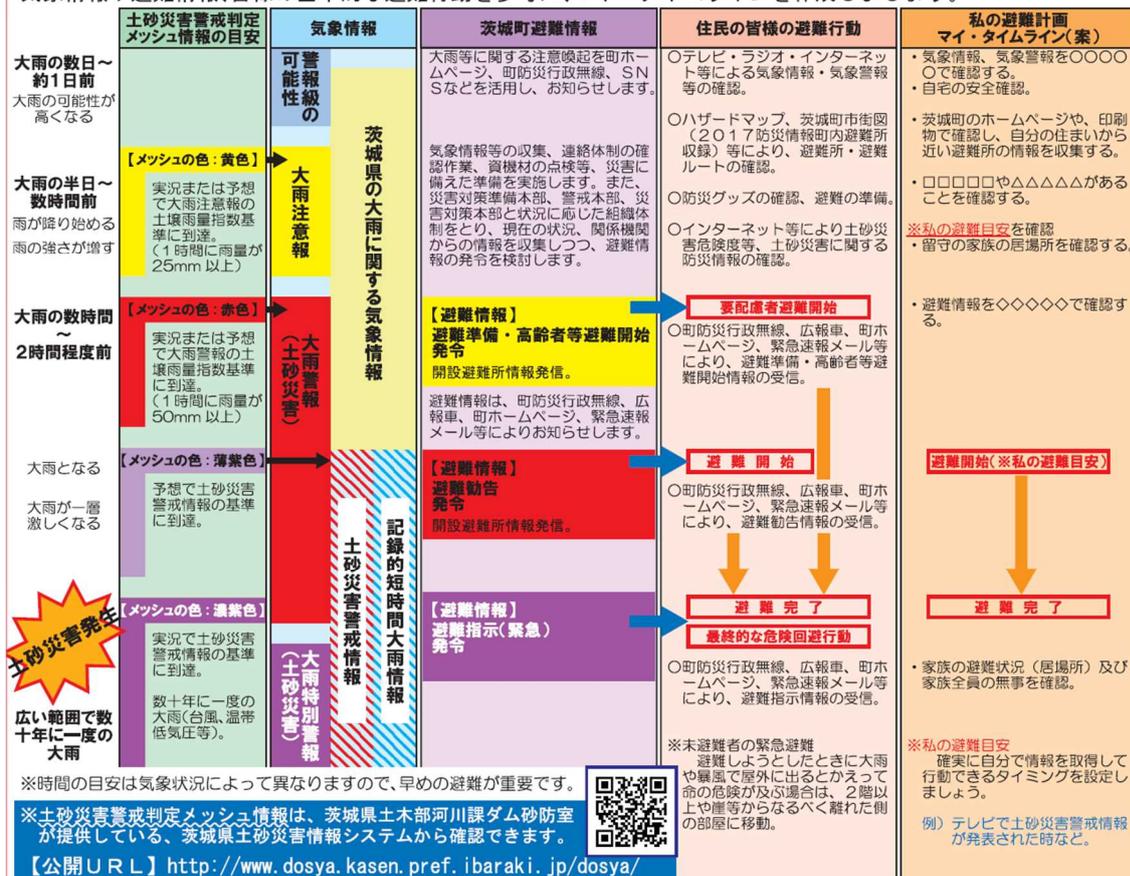
地区の詳細なハザードマップをベースに、
防災計画として取りまとめた事例

出典：江田島市提供資料

【事例25】自身の避難計画の作成について記載した事例（茨城県茨城町）

土砂災害に備える自身の避難計画（マイ・タイムライン）

気象情報や避難情報、皆様の基本的な避難行動を参考に、マイ・タイムラインを作成しましょう。



出典：茨城町ホームページ
(<http://www.town.ibaraki.lg.jp/kurashitetuduki/bousaianzen/bousai/1454126944805.html>)

【事例26】避難カードを土砂災害ハザードマップの中で記載した事例（三重県伊勢市）

2

避難カード

下の「わたしの行動メモ」に土砂災害への対応を記入し、19ページを参考にして、それぞれの状況でどのような行動をするか事前に確認しておきましょう。

わたしの行動メモ

| | |
|---|---|
| <p>● 「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されたら？</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">例) 足の悪いおじいちゃんは避難をはじめます。</p> | <p>● 今後大雨が降り続きそうとき（※台風や集中豪雨）</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">例) 大雨になる前に避難所に避難をしはじめます。</p> |
| <p>● 「避難勧告」が発令されたら？</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">例) 家族で考えた高台など安全な場所へ避難する。</p> | <p>● 土砂災害の前兆現象を発見したら？（※18ページ）</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">例) 役所に連絡し、危険を感じたら避難をはじめます。</p> |
| <p>● 「避難指示（緊急）」が発令されたら？</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">例) すぐに土砂災害の危険性が少ない高台などへ避難する。</p> | <p>● 逃げ遅れたときは？</p> <p style="text-align: center; font-size: small;">例) 自宅二階の裏山から離れた場所に避難する。</p> |

MEMO



出典：

伊勢市ホームページ

(https://www.city.ise.mie.jp/bousai_kyukyu/bousai/map/doshasaigai/index.html)

○土砂災害防止法第8条、土砂災害防止法施行規則第5条、土砂災害防止対策基本指針四

| 法律 | 施行規則 | 基本指針 |
|--|------|------|
| <p>(警戒避難体制の整備等)</p> <p>第八条 市町村防災会議(災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第十六条第一項の市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、前条第一項の規定による警戒区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画(同法第四十二条第一項の市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、当該警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</p> <p>一 土砂災害に関する情報の収集及び伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項</p> <p>二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項</p> <p>三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項</p> <p>四 警戒区域内に、要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。以下同じ。)であつて、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあつては、当該要配慮者利用施設の名称及び所在地</p> <p>五 救助に関する事項</p> <p>六 前各号に掲げるもののほか、警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</p> <p>2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めると</p> | | |

| 法律 | 施行規則 | 基本指針 |
|--|---|--|
| <p>きは、当該市町村地域防災計画において、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における要配慮者利用施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、同項第一号に掲げる事項として土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項を定めるものとする。</p> | | |
| <p>3 警戒区域をその区域に含む市町村の長は、市町村地域防災計画に基づき、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。</p> | <p>(土砂災害に関する情報の伝達方法等を住民に周知させるための必要な措置) 第五条 法第八条第三項の住民に周知させるための必要な措置は、次に掲げるものとする。 一 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域並びにこれらの区域における土砂災害の発生原因となる自然現象の種類を表示した図面に法第八条第三項に規定する事項を記載したもの(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。)を、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供すること。 二 前号の図面に表示した事項及び記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民がその提供を受けることができる状態に置くこと。</p> | <p>四 法第九条第一項の土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転その他法に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に関し指針となるべき事項 1 法第八条第一項及び第二項の市町村地域防災計画に関する事項(略) 2 法第八条第三項のハザードマップの作成及び周知 都道府県による土砂災害警戒区域等の指定後は、市町村は速やかに避難場所等の見直しを図り、ハザードマップに反映することとする。 ハザードマップは、土砂災害からの円滑な避難のために重要であり、土砂災害警戒区域等の範囲や避難場所、避難経路等を明示するとともに、土石流等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すなど、実際の避難行動に資する内容となるよう努めるものとする。 都道府県等は電子地図の提供等により市町村におけるハザードマップの作成を支援するものとする。また、都道府県は、各都道府県内におけるハザードマップの作成状況を定期的に国に報告し、国は各都道府県の作成状況を公表するものとする。 市町村がハザードマップを作成する際には、住民等の参加を得ることや、ハザードマップの作成と併せて災害対策基本法第四十二条の二に基づく地区防災計画の計画提案制度を周知・活用するなどにより、土砂災害に対する住民等の関心を高め、理解及び危機意識の向上を図ることが重要である。 また、地区居住者等が土砂災害に係る地区防災計画を検討する際には、都道府県等の土砂災害対策担当者や土砂災害に関する専門家等の知見を活用することも重要であるため、都道府県等はこれらの取り組みを支援するための体制を整備することが望ましい。 市町村が作成したハザードマップを住民等に周知するに当たっては、ホームページに加え、掲示板の活用や各戸配付、回覧板など様々な手法を活用して周知することが望ましい。住民だけではなく、地域への通勤者や滞在者などに対する周知も重要なことから、ホームページ</p> |

| 法律 | 施行規則 | 基本指針 |
|----|------|---|
| | | <p>等による周知についても、ポータルサイトを用意するなど、できるだけわかりやすいものとなるよう努めるものとする。また、ハザードマップの周知に併せて、土砂災害に関する説明会を開催するなどの工夫を行うことが望ましい。</p> <p>さらに、ハザードマップを防災訓練や学校などでの防災教育に活用し、実践的な防災訓練、防災教育を行うことで、土砂災害からの的確な避難行動をとるための正確な知識の普及に努めるものとする。(以下略)</p> <p>(以下略)</p> |